

平成29年2月23日（木）
開会 10時00分

○樋村議長

おはようございます。ただいまの出席議員は議員定数 16 名中 16 名で定足数に達しておりますので議会は成立いたしました。

「平成29年第1回 宗像地区事務組合 議会定例会」を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、12番 砂野 議員、13番 北崎 議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日を含め 2 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって会期は、本日を含め 2 日間と決定いたしました。

日程第3「諸報告」に入ります。

谷井組合長。

○谷井組合長

本日は、「平成29年第1回宗像地区事務組合定例会」を開催しましたところ、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本組合におきましては、経営基本方針により、安全な事業運営と安定的な経営を継続する事務組合、そしてスリムで効果的な経営を行う事務組合、また関係市との緊密な連携を目指す事務組合の実現に向けて、職員一人ひとりが組合の役割を再認識し、慣例に囚われることなく、コスト意識を強く持ち、創意と工夫を凝らして歳出の削減に努めることはもとより、経常経費の徹底した見直しを図り、組合の主要財源であります関係市負担金の抑制を図っているところであります、今後も引き続き、地域住民の信頼に応えられるよう、職員一

丸となって各事業経営に邁進していきたいと考えております。

それでは、本日の議案を簡単に説明申し上げます。

第 2 号議案は消防通信指令事務の委託に関するものです。

第 3 号議案から第 5 号議案につきましては、事務組合職員の条例の一部を改正するものであります。

第 6 号議案につきましては、水道事業建設改良積立金の目的外使用についてでございます。

第 7 号議案から第 10 号議案につきましては、平成 28 年度の一般会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の補正予算についてです。

第 11 号議案から第 15 号議案につきましては、平成 29 年度一般会計、急患センター事業特別会計、大島・本木簡易水道事業特別会計及び水道事業会計予算についてです。

それではここで、平成 29 年度予算編成方針から、基本方針について申し上げます。

1 項目、行財政改革を実施し、必要最小限の予算編成を行う。

2 項目、前年度と同等程度の予算編成ではなく、構成市の平成 29 年度予算編成方針を考慮した上で実施する。

3 項目、経済的経費の節減合理化を行う。

4 項目、投資的経費の重点化と計画的実施により、真に必要で効率的な事業のみとする。

5 項目、民間活力の積極的な導入を行う。

6 項目、構成市負担金について財政状況を十分認識し負担金増高の抑制を図る。

以上、6 項目の基本方針に基づいて、全職員が現下の厳しい地方財政状況を十分に認識し、住民の安心、安全への強い期待に応えられるよう各種施策の質的向上と併せて、引き続き行財政の簡素化、効率化を推進することを基調として予算編成を行っております。

詳細につきましては、事務局長から議案の中で説明させますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

また、議員の皆様方におかれましては、今後とも、一層のご理解とご協力を願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○樋村議長

日程第 4 「一般質問」を行います。

本定例会における一般質問の通告議員は、4 名です。

なお、一般質問の制限時間は、答弁時間を含んで、1 人あたり 55 分以内となっております。1 件ごとの質問回数については、制限はありません。質問は、一問一答方式で行います。また、質問は、自席においてお願いいたします。

最初に、3 番 岡本議員の一般質問を許します。岡本議員。

○岡本議員

みなさんおはようございます。質疑番号3番の岡本陽子でございます。

初めての一般質問をさせていただきます。緊張や動搖が顔に出ないタイプですので非常に損をしておりますが、かなりドキドキしております。よろしくお願ひいたします。

まず今回関しましては「水道事業包括業務委託による効果と課題は」ということについて質問をさせていただきます。水道事業広域化から水道事業包括業務への取り組みに移行し、約1年が経過をします。

厚労省新水道ビジョンに示す水道の理想像は「安全、強靭、持続」であります。包括委託が目指すのは宗像地区事務組合、北九州市双方が将来に渡り安定的に健全な水道事業運営に取り組むということであります。これまでの官から民という包括委託ではなく、官から官への包括委託のモデルとして全国から注目される中、先進的な水道事業の模範を示すことが期待されております。

水道事業を安定的に運営するために行財政改革の観点は重要であります。それと同時に水道事業技術の継承も重要な観点であり、水道事業の根幹をなすものであると思います。これらの重要な観点を見逃すことなく水道事業包括業務が成功するためには、早期にその効果と課題を明確にして評価することが大切だと感じております。

水道事業包括業務委託の効果と課題、その対応について組合長にお伺いいたします。

1、水道事業包括業務委託による効果について

- (1) 平成28年11月、日本水道協会水道研究発表会において宗像地区事務組合より発表された宗像地区事務組合から北九州市上下水道局への水道事業包括業務委託、水道事業広域化から水道事業包括業務委託への取組の末尾に、今後も包括委託によって双方、北九州市宗像事務組合Win-Winの関係で将来にわたり健全な水道事業に取り組むとあります。包括委託による北九州市、宗像事務組合それぞれのメリットとは何でしょうか。

2、水道事業包括業務委託による課題について

- (1) 人件費の抑制はメリットとしてあげられていますが、派遣職員の派遣期間は派遣協定により基本3年間であります。受託事業の監督を行う北九州市、受託事業の執行機関である北九州ウォーターサービス、今後KWSと表現させていただきます。それぞれの場所で専門的な知識と技術を持つ人材確保によって水道技術の維持・継承はできているか。水道技術管理者の設置に関する課題は何でしょうか。
- (2) 支給材料制による工事費の削減、水道メーターおよび薬品の共同購入による経費削減がメリットとありますが、受注者負担が大きくなっていないでしょうか。
- (3) 仕様の相違によって生じる課題は。

1回目の質問を終わります。

○梶村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

それではわたくしの方からは1番の(1)の包括委託による北九州市、宗像事務組合それぞのメリットにつきまして答弁をさせていただいて、残りは事務局長の方から答弁いたします。

今回の委託は、「官と官による水道事業包括業務委託」であることから、双方にメリットが出る形をめざしております。

宗像地区事務組合のメリットは、何と言っても、北九州市に委託することによる水道事業の安定的な継続の確保であると言えます。事務組合では、退職者を不補充とし、派遣職員による運営を行っており、派遣期間が基本3年であるため、水道施設の維持管理や水道施設工事などを行う技術の継承が厳しい状況でございましたが、今回の委託により可能となりました。また、委託に伴い、派遣職員を削減することにより、関係市の職員採用の抑制にもなり、事務組合及び関係市の人件費の削減が可能となりました。

他には、これまで設計に含めておりました資材等について、支給材料の抑制をすることにより、諸経費を含めた工事費の削減が可能となりました。緊急時の対応につきましては、破損した資材の貸与、給水タンク車の配置、水質汚濁等による検査等、対応がさらに充実しております。

一方、北九州市にとってのメリットとしましては、まずは、地域貢献として、北部福岡都市圏の中核となる水道事業者の責務を果たすことで、北九州市の技術力を国内外にアピールできることが挙げられると思います。

さらに、北九州市の水道職員が他の水道事業者の業務に関わる機会を得ることで、高い水道技術をもつ職員への育成に繋がり、北九州市の水道技術の継承が図られることにもなっております。

以上が、双方のメリットだというふうに考えております。以上です。

○梶村議長

安部事務局長。

○安部事務局長

事務局長の安部でございます。よろしくお願ひいたします。

では私の方からその他の質問についてお答えをさせていただきます。

2の(1)の北九州市とKWSの人材確保と技術の継承についてのご質問でございます。水道事業包括業務委託につきましては、当事務組合から北九州市に委託しておりますが、北九州市は、さらに、株式会社北九州ウォーターサービス、KWSでございます、に再委託して

おります。

まず、北九州市から 4 名の職員が事務組合において業務にあたっております。いずれも水道実務経験豊富で専門性の高いベテラン職員でございます。北九州市の再委託先であります北九州ウォーターサービスは、従来から北九州市のパートナーとして市の業務を担っており、さらに、平成 27 年 12 月に北九州市が 54%、民間企業 38%、金融機関 8%での共同出資で設立された株式会社でございます。

北九州市の第 3 セクターへ移行することで、北九州市 OB の確保ができますとともに、民間の人材も集められます。官民双方の強みが発揮できる形となっております。特に今回の委託は、水道事業というインフラに特化した事業で、技術力の確保が最重要であるとともに継続性も考慮しておく必要があることから、今後とも事業の実施に必要な人材の確保が継続して行われることを確認しております。

2 つ目のご質問の「水道技術管理者」につきましては、水道事業を行う場合は、水道事業のトップであります「水道事業管理者」と水道事業の業務を担います。「水道技術管理者」を設置する必要がございます。

水道事業管理者は、組合長であります谷井組合長が兼務をいたしておりますと、当組合の水道技術管理者は、現在、委託先の水道技術管理者に兼務をお願いしております。委託業務の大半であります第 3 者委託業務等つきましては、委託先であります北九州市の「受託水道技術管理者」というのがございまして、その責任の元、業務を行うことになっております。

事務組合に残りました業務、代替執行業務につきましては、当組合水道技術管理者の業務となりますが、代替執行業務につきましては、実務はすべて北九州市に委託しておりますので、受託水道技術管理者と協議、調整を行いながら、指示を出すということにしております。

続きまして (2) の支給材制度の導入によりまして受注者負担が大きくなっていないかということのご質問でございます。

支給材制度の導入によりまして、受注者、いわゆる受託事業者におきましては、管材料の受け取りや運搬といった工程が新たに発生しております。この運搬費や管材料の積み込みに要する経費につきましては、厚生労働省からの補助事業における水道施設整備費にかかる歩掛（ぶがかり）表というのがございます。厚生労働省が出たものでございますが、その歩掛表を使用しまして算出いたしまして、設計書の中に加算をしておりますので、受注者がその経費を負担している事にはなっておりません。

それからまた水道メーター・薬品でございますが、これまで事務組合が行っておりました事務、水道メーター・薬品を事務組合が購入してそれを使用していたというような形でしたが、これを北九州市の現在、配水管理課と浄水課が入札を行いまして、単価契約しております。これによりまして経費の削減もある程度見込んでおりますし、発注者が事務組合から北九州市に代わったことによる変更がございますが、受注者負担がこれにより増加

したことはございません。

それから最後に（3）仕様の相違によって生じる課題ということでございます。

北九州市および北九州ウォーターサービスが包括業務委託を実施する場合、事務組合の仕様によることとなっておりますので、基本的に大きな仕様の違いはございませんが、一点だけ水道設備におきまして、具体的には仕切弁ということの違いがございます。

水道施設の維持管理において重要な作業といたしまして、配水管の赤水などを抜くための洗管作業というのがございます。これは配水管の要所に設置しております仕切弁、いわゆるバルブでございますが、これを開閉して行うもので、このバルブの仕様が事務組合では右締め、北九州市では左締めという違いになっております。こういった仕様の違いによる作業ミスが、ひいては断水に繋がるということにもなりかねませんので、引き継ぎ時には十分にこの点の説明と打合せを行いながら、作業ミスの防止を行ってまいりました。その結果、現在では、この違いは作業従事者には行き届いておりまして、この課題は解消しているということでございます。

以上、答弁を終わらせていただきます。

○梶村議長

岡本議員。

○岡本議員

人口減少に伴う水道事業の収支の悪化と技術者の確保が難しくなるという現象で、住民生活に直結する水の安定供給のためには包括委託が重要な役割を持つということは、もうほかの自治体もこれは知っていることですけれども、先ほど組合長の方から北九州市と事務組合の双方のメリットを示していただきましたが、さらに包括委託のメリットデメリットというところについてさらに具体的に質問させていただきたいと思います。

組合長の説明の中で委託理由の効果という部分で3点集約すれば挙げられるのではないかと私は判断したのですが、1つは北九州市の高い技術力、それからコスト削減、サービスの向上という部分をおっしゃったと思いますが、まずはこのコスト削減という点からお聞きしたいと思っております。

メリットのうち人件費、支給材料制による工事費の削減、水道メーター及び薬品の共同購入による経費の削減に関しては、「平成26年8月21日宗像地区事務組合議会勉強会」においても包括委託における行財政改革のメリットとして説明があったのを記憶しております。その全体の効果として効果額2,300万円の減と示されております。事務引き継ぎのための入件費、システム改修費などの経費、支給材倉庫の整備費など包括委託準備費用約1億3,600万円を先の効果額2,300万円を6年間で回収して、7年以降は補填財源となるとの説明をされたと思いますが、今の段階でこの6年間のことを見越してということは難しいのかもしれません、初年度この計画通り進みそうなのかということをお聞きしたい

と思います。それと包括業務委託諸経費に関しては今後の課題というものの中に挙げられているのですが、これは具体的にどういう内容なのかということをお聞きします。

○梶村議長

安部事務局長。

○安部事務局長

はい。では今のご質問に対してもお答えをさせていただきます。

支給材効果につきましては、包括委託に取り組む協議をずっと進める中でいろいろと事務局の方でも検討いたしまして、北九州市とも協議しながらある程度の効果をずっと見込んできたわけでございます。先ほど話がありました、2,300 万円総合的に単年で効果が出るということのお話でございましたが、この中で一番大きなものが支給材効果でございます。支給材効果は当初より約 6,900 万円程度見込めるということでお話をさせて頂きました。

ここで支給材効果の見込みということを改めて説明をさせていただきたいと思いますが、この支給材効果の考え方それから算定方法でございます。基本的な考え方としましては、全体の管を事務組合が管理しております、所持しております管の全体を更新した場合の平均的な単年事業費を用いて効果額、平均的な効果額ということで 6,900 万円を出させていただいております。これは年度ごとに事業費が当然違いますし、工事ごとに使用する管の種類、数、口径こういったものが違いますので、どの時点での効果を具体的に出すということが非常に難しいことになりますので、そういった中で平均をだしていこうという考え方でございます。

具体的には、算定方法をここで説明申し上げますが、まず水道管の総延長が 877 キロメートルございます。平成 27 年度の予算単価から 1 メートル当たりの平均的な工事費、1 メートル更新するのにどのくらいかかるかというのを算出しまして、これを総延長にかけますと 407 億 4,500 万円という額が出ます。これが 877 キロメートルすべての管を交換する場合の総事業費となるわけでございます。このうち支給材として取り扱いますものが、小さな塩ビ管等は支給材として扱いませんので、効率的なものもございますので、口径が 75 ミリ以上の管を支給材料として取り扱うということで、その 75 ミリ以上の管の割合から事業費を出しますと、先ほどの 877 キロメートルに対して 304 億 2,400 万円という管の更新費用になります。

これが総延長の支給材に関する事業費ということでこれを管の対応年数が 40 年と言われておりますので、この 40 年で割りますと単年の平均的な事業費と支給材に係る単年の平均的な事業費ということで、これが 7 億 6,000 万円という事業費がでてまいります。

支給材制では管の口径や形ごとにその効果が異なります。大きな管ほど効果が大きいという傾向がございますので管の形、割合によりましてそのあと整理を行いまして支給材に

関わる縮減率というのをかけまして効果額を算定しています。こういった平均的な事業費から出しました効果額が 6,900 万円でございます。

それから、その他の効果としましては人件費あるいは先ほどの薬品等の共同購入等は効果としてお話をしておりましたが、人件費につきましてもいつの時点での職員の人件費を取るか、これは派遣職員の年齢等経験等職責等によりまして全然給与が違いますので、これも例えば宗像市の職員の年間の平均給与を人数に当てはめて出させていただいております。そうでなければ、年ごとに効果はバラついてしまいますのでこういった見方によって 1,700 万円の減というような人件費減の当初説明をさせて頂いております。

共同購入におきましても北九州市の実績等を用いて 1,300 万円というのを出させていただいております。今年度の見込みということでございますが、そういったことで今出させていただきましたのは、考え方としては 40 年間で平均してそういった額が見込めるというふうな出し方をさせていただいております。

この効果の出し方はいろいろ考え方、見方があろうと思いますけれども、今年度どれくらい効果が出たのかということでございますが、例えば支給材効果につきましては 2 月の下旬とは申し上げましても、まだ施工中の工事が 11 本ほどございます。今まだ行っております。大きな工事も含めまして、いろいろと現場の状況に応じて変更等も生じてきますので、まだ実は工事総額は固まっておりませんので、そういったところで現時点、効果というのは非常に出すのは難しい状況でございます。

ただ効果額が見込める額がどうということでは非常に出し方が難しいのですけども、一定の効果額っていうのは今までの工事状況、契約状況を見てみるとある程度十分に見込めるというふうな感触ではございます。すみません、もう一つ質問がありましたか。

○樋村議長

岡本議員。

○岡本議員

包括業務委託諸経費に関しては今後の課題ということで逆に挙げられているのですけど、何が課題なのかということですね。

○議長

安部事務局長。

○安部事務局長

はい。この諸経費でございますが、これはいわゆる包括業務委託をすることで北九州市が目に見えない経費が発生しております。事務に関するものですとか、北九州市本体の水道局本体の色んな業務を行う経費でございますとか、そういった諸々の経費をこれは水道

協会がこういった委託をする場合の経費としてはこういった経費が掛かるというような基準のようなものを出しておりますので、それに基づいて算出をしました経費でございまして、これが事業費、当然北九州市受けた側が、うちが発注する事業量によっていろんな経費の増減がございますので、こういったところをできるだけ私どもも北九州市と協議しながらできるだけ抑えて頂くというようなことが課題として挙げさせていただいたものでございます。

○**桝村議長**

岡本議員。

○**岡本議員**

今の説明によりますと、年度ごと工事ごとに効果額の見込みというのは非常に算出できないものがあるということと、包括業務委託諸経費に関しては北九州側の目に見えない諸経費というものに関しての課題があるということですが、非常にこちらの宗像市・福津市としましては北九州市との協議というものが充分に行われることによって、こういうものが充分課題解決できると思ってよいのでしょうか。

○**桝村議長**

安部事務局長。

○**安部事務局長**

はい。これまで、北九州市と直接ずっと協議を行っております。その相手は担当課長部長級と会議を行いまして非常にこちらの状況もよく把握していただいておりますし、推進する立場であります管理職としては北九州だけのメリット利益だけではなくて、宗像市の状況を見据えながらこちら側のメリットも十分に出るように配慮いただきながらずっとやってきております。これまでですね。これからもそういう関係はずっと続していくということでおりますので、その点は十分に意思の疎通と言いますか関係をずっと維持しながらやっていきたいという風に思っています。

○**桝村議長**

岡本議員。

○**岡本議員**

次に、北九州市の高い技術を持っているということが宗像・福津の中で生かされているということなのですが、これが実質水道技術の継承ということに非常に大きな影響を与えると思っているのですが、先ほどから聴いていると水質検査の部分では非常に効果があつ

たのだというようなご説明があったかと思うのですが、日本の水インフラっていうのは高度経済成長期の 1970 年代に急速に整備が進んだために、今後一気に老朽化の波が押し寄せてくるのではないかと思っております。

宗像・福津も例外ではないと思っておりまして、例えば水道台帳の整備であるとか、管路更新率を上げることであるとか、水質の安全を確保する上で早急な更新が必要な鉛管・アスベスト管の交換であるとか、管の継ぎ目に伸縮性を持たせる耐震管の必要性こういった技術が非常に福津宗像でも必要となってくるのではないかと思うのですが、水質検査でなくこういう水道の老朽化ということに関して、北九州市の高い技術を使うべきではないのかと思っているのですが、そのあたりの北九州市が持っている高い水道技術というものはどういうものなのでしょうか。

○梶村議長

豊福施設係長。

○豊福施設係長

施設係長の豊福です。管路の更新に関しては、従前から北九州市と協議を進めながら北九州市の良いところは取り入れながら計画を進めて更新をかけております。今のところ中々目に見える形で効果っていうのが確認はできませんけれども、これから長い時間 40 年経った時には必ず効果が出るものと考えております。

実際今、管路の更新に関してはご指摘のありました通り耐震管といわれる伸縮性の強い管に変えて更新を進めておりますので、これから先は耐震性も優れた管になることと考えております。以上です。

○梶村議長

岡本議員。

○岡本議員

本当に北九州市と宗像・福津というのは土地勘とかそういうものが必要であったりするので、土地の違いというのも自治体の違いっていうのもありますので老朽化に対しての技術の継承というところは非常に時間がかかるのだろうということを今お聞きして思ったのですが、一番心配しているのはこの土地勘のない北九州市の職員の方が対応困難な場合が生じるのではないかと思っておりまして、宗像事務組合側により専門的な知識と技術を持った単独の水道技術管理者が設置されてないということも大きく技術の継承が困難になってくるのではないかと思っているのですが、この水道技術管理者っていうのが北九州市と兼務されているということで、今後この課題になることというのを解決していくのでしょうか。

○樋村議長

安部事務局長。

○安部事務局長

北九州から来られています職員の方、それから KWS の職員の皆さんも既に昨年度から準備を進めさせていただいておりまして、私の見る限りでは宗像市福津市の両市の地理については十分にご案内というかご理解をされております。私、席がすぐ横にありますので電話対応等逐次耳を傾けながら聞かせていただいておりますが、河東のどこどこっていうとすぐあそこがあそこあそことなりという話がずっといきかいまして、どこだという話には今そういう状況ではございません。福津もそうでございますし、そういう状況がまずございます。

それで水道技術管理者につきましても、昨年からもうすでに準備で来て頂いておりますので2年目になります。技術管理者につきましても然りでございます。

今後でございますが、水道技術面の管理者としては先ほど説明しました水道技術管理者、事業者が行います技術管理者と受託水道技術管理者側の技術管理者がございます。今兼務と言いますかそういう形を取らせていただいていますけれども、やはりいろんな矛盾というか、支持する側と受ける側が同じ人ということもございますので29年度からは事務局側にその技術管理者、資格を持った人もございますので、そういう中から選任をして設置したいというふうに考えております。

○樋村議長

岡本議員。

○岡本議員

この水道技術管理者宗像事務組合側の担当の方っていうのは、ぜひ置いていただきたいと思っているところです。

質問2の(1)に関連するのですが水道事業に関しまして委託先のKWSが現場に一番直結した組織であるということで、この組織が安定しているかいないかということが、非常に宗像・福津の水道事業とか地元業者への影響っていうのは大きいと思うのですけれども、この中の職員雇用人数が一応聞いているのは23人と水道局の職員2名で合計25名と聞いております。その内訳、水道経験者、下水道経験者、未経験者、電気機械の専門家、事務職などになっていて、未経験者の経験等がどのようにになっているのかをお聞かせください。

○**樋村議長**

永尾参事。

○**永尾参事**

はい。永尾です。全般的には経験者がほぼ半数以上いらっしゃいまして、水道局以外にも自衛隊の出身の方とか現場での技術者の方がいらっしゃっていますので、こちらの方としては技術面での心配はないと考えております。すいません、正確なデータはちょっと手元に持ってきておりませんので、それをまた後程お渡ししたいと思います。

○**樋村議長**

岡本議員。

○**岡本議員**

こちらの方で把握しているのは未経験者の方が 10 名だということをお聞きしております。この 10 名ということは 23 人のうちの 10 名が未経験者ということですのでそれから考えると経験者が少ないのでないかと、このことが現場で技術力の継承するにあたって課題にはならないかと思っているところです。

この課題をどんなふうに解決するのか、そういうお考えがあるかということ、それから今、年金制度改革の影響もあって、北九州市においても市の再任用という制度で雇用を望む人は増えていると思うのですが、宗像に来るには通勤距離が長い夜間休日の呼び出し等自分のなれていない自治体の水道技術の提供も慣れるまでには時間がかかると思うので、そうなると KWS への経験豊かな北九州市からの OB 職員の雇用も困難になって未経験者への指導教育が困難になっていくと思います。

水道技術の継承っていうのは包括委託が目指す所でありますけれども、この人が不足、専門職の不足というのはそこにも大きな影響が出るのではないかなと思っているのですが、KWS の幹部職員課長の方が、これ噂レベルなのですけれども、今季限りで退職又は移動されると聞いているのでそれがどうなのかはちょっとわからないのですけども、現場直結の KWS の人材確保という視点で改善すべき点があるのではないかとそこを私は懸念しているのですが、そのあたりの考えをお聞かせください。

○**樋村議長**

安部事務局長。

○**安部事務局長**

はい。ご心配いただいているようでございますけども KWS の人員配置につきましては、準備段階からいろんな協議の中でも十分に体制を作つていただきくように申し入れを行つ

ております。いい人材をぜひ確保していただきたいということで、かねてより申し入れを行ってきております。

その中で今経験者、未経験者とお話をされましたけれども、経験者におきましては北九州市の上下水道局の十分に技術、経験、ノウハウ、能力を持った方を配置していただいておりますし、実際にこの事務所内でも指示命令それから自らも動きながらいろんな業務をこなしていただいております。

未経験者ということでございますが、ちょっと割合がですけど、当然未経験者と言ひながら中にはこれまで建設関係の経験ですか直接は水道ではございませんがその他の経験のかたもいらっしゃいますし、またいろいろな手続き、水道の申請とかそういった手続き事務手続きの業務もたくさんございますので、そういった方々はそういった業務にあたつていただいくと、また一部未経験の方にもその技術経験をずっと今育成しながら継続をするような形も取られておりますし、今後につきましてはその点は議員もおっしゃいましたように、私共もこの体制人員については優秀な人をぜひ配置していただきたいというのは重々思うところでございますので、今後とも北九州市あるいは直接の委託先は北九州市でありますので、協議しながらまた KWS にも申し入れをしながら進めていきたいと思っております。以上です。

○桝村議長

岡本議員。

○岡本議員

今未経験の方は事務手続き等に回っていただくというような説明があったのですけれども、非常にこの水道事業というものの専門性を考えますとこの事務手続きひとつとっても専門職の配置っていうのが非常に私は重要なのではないかと思っております。そういう部分でこの技術職のこの KWS の方の配置に関して中々こちら側からは言いにくい部分があると思いますが、非常にそこの充実というものが保たれるようにぜひお願いしたいと思ってるところです。

それが敷いてはサービス向上への影響というのに非常に影響を与えてくると思いますので、サービス向上への影響っていうものはやっぱ市民に直結していくものですので、非常に今の段階でサービス向上への影響っていうものがでて無いのではないかということも懸念しているところですが、そのあたりは大丈夫でしょうか。

○桝村議長

安部事務局長。

○安部事務局長

はい。サービス向上への影響ということで委託初年度でございますし、まずはこれまでの業務を支障なく引き継いでいただくというのが大きな本年度の初期の目的でございました。

これは大きな対応ミス等やいろんな困難状況に対して大きな問題もなく私共に報告等されるような大きな影響、それから私共がまた対応にあたるような委託先を乗り越えて対応にあたるような件は一件もございませんでした。私の感触としましてはスムーズに移行ができたなというふうに考えておりますし、今後そういったサービスを向上していくということにつきましては当然やらなければならない、おっしゃる通りでございますので、それは北九州市のいろんな技術、能力、ノウハウ、方法を用いながらKWSとも協議しながらということで進めていかれるものというふうに思いますし、進めていかなければならぬというふうに思いますのでそういったところでございます。

○桝村議長

岡本議員。

○岡本議員

現場に直結しているというところでKWSとの連携は非常に重要になると思われますので、やはり同じ水道事業に責任を持つ役割として事務組合側もこのKWSに非常に関心をもって、その内的なものにも口は出せないかもしれません、非常に関心をもって見守っていっていただきたいと思っているところです。

最後に組合長にお伺いを致します。包括委託は始まったばかりですが、特に今課題に関しては課題解決をやはり単年度で早急に行わないといけないと思っているのですが、課題解決を早急に今行わないといけないことは何かと思われるかということと、特に北九州市との連携に関する課題等は組合長のお力が一番必要になると思われますけれども、課題解決のためにどう対処していかれるのかをお聞かせください。

○桝村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

一番大きいのは、やはりできるだけ早く旧宗像がやってきたやり方等々ですね、こういったことについてできるだけ早く馴染んでもらうと、そして先程言わわれていますように北九州市が持っております技術力こういったものを、宗像がやってきたやりかたの効率性をもって、北九州のやり方を入れながら経済効果あるいはサービスそういうものをやはり早く具現化してもらいたいということだと思います。だからそこにまだ一年目ですから、

若干の齟齬があるという風に思っております。

それからもう一つは北九州市との関係がですね、これは私自身がこの導水管事業も含めまして北九州市とのパイプもございますので、今までこの経費の問題等々も話し合いをやってきましたので、これからもそういった技術的な面それから効率的な運用による本事務組合のメリットを生かしてもらいたいということについてはですね、連携を取っていきたいというふうには考えております。

○梶村議長

岡本議員。

○岡本議員

この水道事業に関しても組合長の役割っていうのは非常に大きいと思っておりますので期待しておりますので、是非今おっしゃったこと実現に向けて対応していただければと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○梶村議長

岡本議員の一般質問を終了いたします。

次は 13 番、北崎議員の一般質問を許します。

北崎議員。

○北崎議員

議席番号 13 番北崎正則でございます。

私も岡本議員と同じように事務組合の一般質問は初めてなので、今回消防体制についてということをお尋ねするようにしています。このことをなぜ私が質問したいかというと 2 点あります。

一点はですね、ある私の知人の方から宗像に住んでみたいというご相談があつてその方は天神地区の救急病院センターに勤めてある看護師さんだったのですが、ただし「ちょっと不安がある」と言われました。「何のことかな」と言うと、その救急の体制についてはどうなのかなということが一抹不安だと、それともう一つは私も母が高齢になりまして脳梗塞とかいろいろ倒れまして、議員になって初めて救急車に乗って、水光会ですか病院に行かせていただきました。

やはりこういう救急体制というのはとても大事だなということで福津から宗像市両市民の安全安心な街づくりの中核をなす消防体制について事務組合の議員になつたらぜひ質問させていただきたいなということで、今回質問させていただいております。

まず宗像地区における消防体制について（人口増、高齢化社会に向けた消防体制のあり

方について)

1、全般について。

- (1) 宗像地区における救急出動状況とその特徴について。
- (2) 現状の組織体制で発生状況に応じた十分な対応ができているのか。
 - ①課題に対して、どのような対応策を進めようとしているのか。
 - ②大島、地島など離島の消防・救急体制については、どうなのか。

2、新しく取り組もうとしている福岡都市圏消防通信指令業務共同運用について。

- (1) 今後の運用スケジュールと体制については、どうなのか。
- (2) 今後のスケールメリットとして、どのようなことが考えられるか。

以上。よろしくご答弁をお願いいたします。

○梶村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

それでは私のほうからはですね、ご質問の消防体制の在り方につきまして、全般的と言いますか、私の考え方を述べまして細かい内容につきましては消防部局の方から答弁をさせます。

まず、宗像地区における救急出動状況についてですけれども、昨年は救急出動件数、搬送件数いずれも過去最高となっております。この増加原因は、人口の増加もありますが、高齢化がその大きな要因となっているというふうに考えております。今後も人口増、高齢化の進展に伴いまして、救急出動件数についても増加することが予想されることから、組合としても引き続き、増加傾向等について詳細に検討しながら、市民の救急需要サービスに応えられるよう体制の強化を図って参りたいと思っております。

次に離島地区における消防・救急体制につきましてですが、これは災害発生時における災害活動要員、消防車両等の資機材の確保については、フェリー等による輸送手段の確保、また救急患者を緊急に医療機関へ搬送するための手段として、自衛隊等関係機関へのヘリの出動要請についても、既に体制を整えております。

過去にも何回かあっておりますけれども、迅速に対応できているというふうに思っております。引き続き、離島地区における防災体制については充実強化に努めてまいりたいと思っております。

次に、ご質問 2 番目の共同運用についてでございます。今年の 11 月の運用開始に向けまして、現在、諸手続きを進めておるところでございます。メリットとしては、特に大規模災害時における消防活動体制の強化、連携強化ですね。そして、福岡都市圏 17 市町の共同事業とすることで、施設整備費及び維持管理費の効率化が図れるものというふうに思っております。経費の面と出動態勢全般的な連携が取れるということでございます。

いずれにいたしましても、引き続き国の消防行政方針を踏まえながら、厳しい財政状況の中で、より効率的・効果的な消防行政を推進し、市民の負託に応えられますよう、消防体制の充実強化に取り組んでまいる所存でございます。詳細につきましては消防部局の方から答弁をさせます。以上でございます。

○梶村議長

灘辺次長。

○灘辺次長

次長の灘辺でございます。よろしくお願ひいたします。

私の方からご質問の(1)と(2)の①について、関連する部分もございますので、併せてお答えさせていただきます。

先ずは、宗像地区における救急出動状況とその特徴についてでございます。

平成 28 年中の救急出動件数は 6,049 件、搬送人員は 5,674 人といずれも過去最多を記録しております。救急出動の内容については、最も多いのが急病の 3,850 件、全体の 63.4%、次いで一般負傷が 940 件の 15.5%、病院から病院への転院搬送が 570 件の 9.4%、交通事故が 424 件の 7.0% となっております。

次に救急搬送された方の内、65 歳以上の高齢者が 3,456 人で、全体の 60.9% を占めております。また、119 番通報の受付けから救急車が現場に到着するまでの時間は 8.3 分となっており、前年より 0.2 分、12 秒ほど遅くなっています。

わが国の高齢化人口は今後も増加することにより救急出動件数も増加すると推測されており、宗像地区におきましても高齢者の増加、人口の増加に伴い救急出動件数も増加するものと思われます。現在、6,049 件で、この救急件数に対し救急車 4 台、救急隊 4 隊で対応していますので、1 台・1 隊あたりに換算すると 1,512 件の救急需要に対応していることになります。

したがって、例えば現在の救急隊の業務の質を維持するとした場合、救急件数がおおむね 7,000 件を迎える時期までに救急隊 1 隊の増加が必要であると考えております。合わせて、その増強の時期につきましては、救急出動件数だけではなく、救急出動件数の増加で現場への到着時間が遅くなることも考慮する必要があります。

今後も増加傾向等について詳細に検討し、市民のニーズに決して遅れをとることなく、救急隊の増強等に向けて取り組んでいきたいと考えております。そこで現在、管轄の救急車が出動している場合は、消防車が先に出動し応急手当を行い救急隊に引き継いでおります。また、4 台の全救急車が出動した場合は、臨時の救急隊を編成し、5 台目の非常用救急車で出動をしています。

また、市民に対しては応急手当の普及啓発を積極的に実施しております。平成 28 年中の救命講習の受講者は 2,676 人で、救急講習の受講者は 2,019 人で合わせて 4,695 人でご

ざいました。さらに、救急車の適正利用についても講習会やホームページなどで積極的にご理解とご協力をお願いしております。

いずれにいたしましても、今後の地域環境、また人口動態、高齢化等の進捗状況を的確に捉えながら、宗像地区の救急需要に対応できる体制づくりに努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○桙村議長

はい。釜瀬警防課長。

○釜瀬警防課長

警防課長の釜瀬でございます。よろしくお願いします。

それでは、私の方から質問 1 番目の 1 の (2) の②の離島における消防・救急体制について答弁させていただきます。

大島には、現在、宗像消防署分遣所に常時消防職員 1 名を配置し、火災や救急等の災害に対応しています。地島につきましては、消防職員は配置しておりません。いずれにいたしましても、離島ということで、宗像地区内の他の地域に比べて消防体制上大きく異なるのは、災害発生時直後の消防車、救急車の車両・資機材の投入また災害活動人員の確保が困難であるということです。

このことから、発生する災害に応じた災害活動要員を確保するために、海上タクシーによる消防職員・消防団員の現地への投入、また緊急措置としてフェリーを臨時運航させ消防車両等の移送手段を確保することになります。また、救急事故発生につきましては、海上タクシー等船による搬送、また、病気やケガの状態により、緊急的に搬送する必要がある場合など、状況により福岡県ドクターへリ等の要請あるいは自衛隊へリの出動を要請するなどの体制を整えております。以上でございます。

○桙村議長

永島消防総務課長。

○永島消防総務課長

消防総務課長の永島でございます。

共同運用の準備委員会の総務部会の委員として出席しておりますので、ご質問の新しく取り組もうとしている福岡都市圏消防通信指令業務共同運用について 2 つの項目がございますので、一つずつお答えさせていただきます。

まず、一つ目の今後の運用スケジュールと体制についてでございます。今後のスケジュールについては、この後、議案提出させていただいおります、「福岡都市圏消防通信指令事務の委託に関する協議について」を議決いただきますと、次に共同運用関係消防本部の

(福岡市、春日・大野城・那珂川、粕屋南部、粕屋北部、宗像)、それぞれの議会の議決を3月29日の春日・大野城那珂川消防組合での議決を待ちまして、3月30日に揃って規約に調印し、当日付で制定し告示されます。

その後、3月31日付をもって、地方自治法第252条の14第3項の規定に基づき、平成29年4月に福岡市の事務局から一括して福岡県知事へ届出が行われます。これで、地方自治法に基づく事務委託業務がはじまることとなります。

平成29年度になりますと、4月から5月頃にかけてシステムが福岡市の消防指令センターをはじめ関係消防本部に組み込まれていきます。夏頃までにはシステムがすべて組み込まれまして、10月頃から各消防本部の119番回線が1本部ずつ福岡市へ繋ぎこまれて、平成29年末をめどに福岡都市圏消防通信指令業務が全面運用開始する予定でございます。

その後、指令システムの安定した稼働確認ができますと、翌2月頃から現システムの撤去工事が行われます。また、新たな住民サービスが始まる訳ですから、夏頃から関係消防本部で共同運用に向けて、住民トラブルがなく運用開始ができますよう、積極的に広報活動を行っていく予定でございます。

また体制としましては指令センター要員59人を負担することとなっております。なお、関係議会の議員の皆様におかれましては、全面運用開始後に指令センターへの内覧会が予定されております。

続きまして、2つ目の今後のスケールメリットについて、お答えいたします。先ず、住民サービスの向上が期待できます。特に、共同運用によるシステム強化の面で、災害時市民からの119番通報受信時から、福岡市消防局が情報を把握できますので、大規模災害時に福岡市をはじめ、共同運用関係消防本部が速やかに情報の共有ができるところから、迅速に広域応援体制を強化でき、初動時間の短縮が見込まれます。

また、119番通報を受信する指令台が単独では3台で運用するところを10台に、大規模災害時には8台で運用するところを43台で運用することができます。

さらに新システムとしましては、ゲリラ豪雨等の同時多発災害発生時には、119番通報が多数入電され通常のシステムでの対応が困難な状況時には、福岡市で一旦情報事案をシステムで処理して、各消防本部のシステムへ転送されます。その後、各消防本部は通報事案の緊急性に応じまして優先順を判断し、出動対応することとなります。他にも機能強化される面が数多くなりますが、一部ご紹介させていただきました。

次に、財政効果についてです。総務省が推進します事業であります、「災害に迅速に対応するための情報網の構築」の整備事業に該当する事業でございますので、地方債メニューの緊急防災・減災事業債が適用されます財政支援が受けられるということでございます。対象事業額に100%充当できるうえに、70%の交付税措置が期待できます。

ちなみに、共同運用の指令システム整備事業における宗像地区事務組合の平成29年度の予算、起債予定額は、3億5,110万円であり、そのうちの70%、2億4,570万ほどが交付税措置されるということとなります。単独で整備すると仕様的にも機能が低いシステム

となりますし、交付税措置でかなり財政的にも有利な面がございます。

以上でございます。

○梶村議長

北崎議員。

○北崎議員

はい、ありがとうございました。私も消防の方の資料いろいろ調べさせてもらったのですが、火災について、ここ5年間数がずっと減ってきているのですけれども、平成24年度が64件だったのが34件、これは多分啓発活動やはり市民の意識が向上していただろうと思いますし、それから先ほどの救助活動というものについても61件から44件、救急は確かに5年前の5,599件から6,049件、もう一つ消防署の救急活動というものがあったので先ほどのご説明でどういう内容か分かりました。要するに、足りなかつたところのカバーリングだろうと思います。

そこでもう一度質問ですけれども、私過去の議事録を見直したのですが、ちょうど門脇消防長が答弁されている中に、2年前ですけれども1台あたり大体約1,400件の稼働計算でフル活動すると、そうであったならば、先ほどのご答弁の中にあった5台×1,400件で7,000弱になるのですよね。先ほどは、4台で大体7,000弱ぐらいまではカバーできるというような答弁だったのですけれども、その時にそのあたりを含めてですね、医療機関等との地域全体の救急医療体制をにらみながらやっていくというご答弁があったようなので、約2年間経っています。だから数が増えてくるというのは目に見えて分かっているのでこれは(2)の①とも重なりますけど、そのあたり地域医療とそれから地域全体の医療体制、先ほど救急の私も受けたのですけどAEDの講習を受けるとかそういうことがこの中に入つて来るのではないかと思いますが、地域医療等が医療機関等との連携はどのように向上とかこういうことを見越してなされてきたのかっていうことをご答弁お願ひいたします。

○梶村議長

門脇消防長。

○門脇消防長

消防長の門脇でございます。よろしくお願ひいたします。

今ご質問がございました、ここ2年間件数はともかく地域医療との連携についてお答えさせていただきます。具体的には宗像地区消防本部管内には救急病院が3病院ございます。宗像医師会病院、蜂須賀病院、そして水光会総合病院でございます。

その中でも特に現在救急搬送数も多いですけどもこれは病院の医療体制の関係や受信内容もございますけれども、この水光会病院を特に中心といたしまして救急救命士これは現

場活動で中心になる資格を持ったものでございますが、救急救命士の病院の再研修を徹底しております。

そしてとくに具体的には、今後も見据えてなんですかけれども 28 年度からは水光会病院の救急医療担当の先生について先日も来ていただきまして、救命士も含めた救急隊員の研修会を初めて開催するなどこのことについては、これからも積極的に年 1 回ではなく年 2 回、3 回ということで具体的に地域医療体制の病院間との連携を進めていくことを考えております。以上でございます。

○**桙村議長**

北崎議員。

○**北崎議員**

確かに、医療機関とのそういう連携も大切なことだろうと思っています。そこで私はもう 1 つ見る観点からすると、宗像地区内の先ほどの人口の動態を見て私も宗像市ですけれども旧玄海なのでどちらかというと宗像地区という意識がすごくありますと、見ると私が調べたやつは 26 年度ですから 3 年間だいたい 3,000 人くらい人口が増えています。

本市宗像市の 289 人福津の方は 2,794 人となってくると特に福津の方は私がよく少年野球で使っていた厚生年金の跡地も人口増加の要因になっているし、それから私の元職の小学校のあれで福間南小も今度改築になって 1,000 人くらい受け入れるようになったけれどそこがやりおえんというかまだ数が足りないということで、これはまだ人口増が期待できるということであるならば先ほどの 4 台の救急車体制をですね 5 台、その根拠が一つこの間頂いた資料の中に福岡都市圏消防指令通信業務の共同運用の中のメリットの中に 4 の(3)の中に「指令センター配置増員の効率化により現場配置人員の増強等」と挙げておられます。

共同運用ということはつまり人員の効率化だというのも一つの大きなメリットだと思うのでそういう方々を救急隊とかそういうことに増やす 4 台体制が當時ですけど、それを 5 台体制に、もっと言えばいま福間分署ですか、どっちかというと福間の福津の人口が増えているので福間分署が今 1 台体制ですので、それを 2 台体制にするとかそういうようなことを中長期的な今すぐはできないとしても、計画が必要ではないかなというのが私の今回ちょっと色々この資料を見させて頂いて、そのあたりのあのシミュレーションというか念頭に入れた計画というようなことはどうなのでしょうか。

○**桙村議長**

門脇消防長。

○**門脇消防長**

門脇でございます。お答えさせていただきます。

まず北崎議員がおっしゃられました共同運用における人的の現場への増強につきましては現在消防本部現在の指令センターが日勤者を含めて 9 名配置しております。そのことで実は当初 3 年間は福岡市の方に 6 名派遣するということになります。そのことを含めて実際 9 引く 3 人はいいのではないかということになるのですけれども、実は共同指令センターからこちらの方に水害対応時も含めて私共の本部の方にも通信指令担当要員は 24 時間を 2 名体制で配備する必要がございますので、その分はすべて救急の方に持つて行っている状況ではありません。

従ってこのことにつきましては、先ほど次長の方からも報告させていただきましたが救急件数が増加するにあたって救急隊の増隊、つまり人員の増員もしかるべき時期に必要になってくるということをまずお答えさせていただきたいと思います。

それと福津市つまり私共で言えば福間分署というところが福津を中心に管轄しております。この人口増におきまして宗像地区内でも福津市のほうが、救急隊の特に必要な地域になるのではないかということを今ご心配していただいております。

実際現在のところ救急隊は田熊の本署、それから福間分署、赤間出張所、神湊に配置しております。そのなかで隊別の出動件数をみると、本署隊が 1,900 件、分署が 1,700 件、赤間が 1,600 件、神湊がちょっと少なくなりますけれども全体では本署の救急隊が 1,900 件ということで最も多い出動態勢を今出動しております。

その中で福間分署につきましては、一応現在救急車がどこにいるのか災害地点に最も近い救急車の効率的運用をはかるということで、いわゆる直近主義を取っておりますので配置は福間分署に配置 1 台しかしておりませんが、その点については現在の出動要領では対応していくものと考えております。以上でございます。

○桃村議長

北崎議員。

○北崎議員

つまり救急出動の伸びが右肩上がりっていうことは、来年すぐにしなさいというのじゃなくて、やはりこの現象が何かというと人口増と高齢化ですよね。高齢化率も間違いなく福津と宗像市合わせると上昇して 65 歳以上の方というのが多分 30%、3 人に 1 人というかたちになってくるし、そういう風に考えていくと出動の回数が増えていくとそういうことを念頭における私はこれを中長期計画だと思っています。

そういう意味で言うと今度は組合長の方で考えて頂けなければいけないのではないかと、これは先ほど言わわれたようにですねこの組合の中の一つの目的の中に行財政改革と言わわれたのですけれど一点だけちょっと引っかかるのですけど、例えば人口減とかであったら行財政改革がある程度縮小しなければいけないけれど人口が増えてきている現実がある

と、となると安全安心の確保ということであると投資的な経緯としてやはりその辺を見直していくしかないいけないいけない時期がもう来て、来年すぐとかではなくて、そういうような伸び率を考えた中長期計画そういう風に言うと、福間の分署を本署と同じような規模にするとか僕は福間のこと言って悪いんですけど、あそこ結構渋滞が多くて車が出にくいといつも思うのですよね。昔のところからちょうど3号線のところ通っていったらすごく。実を言うと宗像市は道の駅のところも土日は非常に通りにくいですよね、ということを考えるとやっぱり救急出動とか消防出動の道路の考え方、そういうことも含めて今後考えていかなければいけないのではないかと組合長の方にお聞きしたいと思います。

○桙村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

北崎議員がおっしゃる通りだと思います。特に先ほどからお話が挙がっておりますので原因は分かっているのですけども、高齢化と人口増、特に福津市はそういう方向が顕著だということです。

いずれにしましてもやはり今ご指摘のようにこの救急件数というのは間違いなく増えていく傾向にありますので、中長期的な計画をやはり作らないといけないというふうに思っております。いずれにしても市民の安心安全の基本になりますので、この救急医療体制必要であれば当然先ほどから話がっておりますけれども、救急隊の増加そういうことも含めて検討して時期的には結果ということにつきましてもこの長期計画の中で見ていく必要があるかなというふうに思っております。

○桙村議長

北崎議員。

○北崎議員

すいません。最後になりますけれども一点、離島の方の消防体制ということでこれは実を言うと私が住んでいる岬地区とか神湊のあたりもそうではないのかなと。漁港の特徴は庭がほとんどなくて、それで私も小さい時に岬地区は大火があつてよく考えたら、僕、小学校の時に子ども消防団で12月から8時か9時になつたら拍子木で火の用心で回ったのが、多分そういう意識の表れだらうと思うのですけど、まあそういう意味で言うととくに離島の方でですね、この間糸魚川の大火があつたりして、これは次に永山議員が質問されると思うのですけどやはり非常にそのあたりの女性消防団の方もいらっしゃるのですけれど、結構漁師は沖に出たりするので、先ほどで言うと消防車両をフェリーでというともう火事が終わっているのではないかと思うので、これを考えていた先程の自衛隊ヘリから

空中で海水をかけるとか、いろんなシミュレーションをして、要するに時間を短縮して消防活動ができるかという命あってのものなので、そういうことのシミュレーションとかそれから先ほどの公益ということで自衛隊と。

私の記憶では大島中学校で子どもが、鉄の扉で挟んだ時に指が折れて確かにヘリコプターで搬送されたっていうのがあったので、僕はそういうことがとても大事だと思います。是非そういうことも含めて、シミュレーションし、いろいろな場合の最適な方法は何かということをしていただきたいという要望です。これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○樋村議長

これで北崎議員の一般質問を終了します。

ここで休憩とします。再開は 11 時 30 分とします。

<休憩>

では、議会を再開し休憩前に引き続き一般質問を行います。

8 番、永山議員の一般質問を許します。

永山議員。

○永山議員

議席番号 8 番。永山麗子です。一般質問させていただきます。消防事業に関しましては市民の安心安全のために災害に対してどんな時も迅速的確な対応をしていただき感謝をしております。

先程は大きく宗像地区消防体制についての質問がありましたが私は昨年末に起こりました新潟県糸魚川市の大規模火災に関連してこの教訓をどう受け止め対策をしていくのかについての質問をしていきたいと思います。糸魚川市の大規模火災は、強風と家屋の密集、狭い道路も重なって消火に手間取り木造住宅が密集していたため、延焼を食い止めことが出来なくなりました。飛び火などにもより約 140 棟に延焼し、過去 20 年で最悪の様相を呈しました。今回焼失した家屋棟数は糸魚川市での 10 年分の消失棟数に相当するそうです。

当初、糸魚川市消防本部は 6 台の消防車を派遣しましたが、それでは足らず、その後、新潟県下の他の地域の消防や、隣接する富山県や長野県の消防、地元消防団も含めて、100 台を超える消防車が消火に当たり、約 10 時間半で鎮圧をし、さらに 30 時間で鎮火したという大災害でした。

また最近は、住宅火災の報道が相次いでおり心を痛めているところであります。宗像管内でも安心安全の街づくりのためにも、さらに防火力を向上させる必要があると思います。

そこで、以下の件をお伺いいたします。

- 1、糸魚川市での延焼の原因をどのように考えておられますでしょうか。
- 2、机上訓練等で、どのような対応策を考えておられますか。また、そのことについて地域住民への周知方法はどのようにされるのでしょうか。
- 3、狭い地域での消防活動の現状と対策をお聞かせください。
- 4、火災警報器の設置数値目標や現在の設置状況・確認方法をお尋ねいたします。
- 5、消火器は、高齢者や幼い子たちには重たい存在である。500mリットルのペットボトルくらいの大きさで、投げつけて消火させる消火剤が開発されておりますが、それらの啓発などについてのお考えはありますでしょうか。以上であります。

○桙村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

総括的に私の考え方を今回の大規模火災につきまして述べさせていただきます。今回の火災は、糸魚川市ののみならず、この宗像地域におきましても強風下や木造密集地域といった条件下におきましては、とくに離島、そういったところにつきまして、大規模な火災になる危険性があるというふうに考えております。

このことから、当組合としてもこの度の火災を教訓として、特に木造密集地域における火災予防、消防活動および消防体制等の在り方ですね、あるいは充実強化に努めていきたいというふうに考えております。なお、今回ご質問いただきました、各内容につきましては消防部局の方から詳細に答弁をさせます。以上です。

○桙村議長

門脇消防長。

○門脇消防長

消防長の門脇でございます。お答えさせていただきます。私の方からは先ほどご質問いただきました1番目から3番目の項目について、お答えさせていただきます。

最初の項目でございますけれども、糸魚川市で発生した大規模火災の延焼原因についてはどのように考えているかということでございますが、現在、糸魚川の消防本部において詳細は調査中であります。したがって、その詳細についてまだ公表はされておりませんので、あくまでもこれまで報道されたなかでの情報また消防的な見地に立って推測も含めて、その原因についてお答えさせていただきます。

まず、今回の延焼拡大の早さについては、特に3つの点が考えられると思います。

まず1番目は、出火当時、強風注意報が発令されており、風速10mを超え、瞬間最大風

速にあっては 30m 近くにも及ぶ台風並みの強風であったこと。またこの状況であったことから温かい南風が日本海側に吹き降ろすと同時に空気を乾燥させるいわゆるフェーン現象が起きていたということが考えられます。

2 点目でございますが、木造家屋の密集地域であり、また、道路が狭く、消防車の進入路についても困難を極めたということです。

3 点目でございますが、火災発生時における早い段階での消防力の投入つまり消防車あるいは消防活動要員の投入が遅れてしまったということが考えられます。糸魚川消防本部の管内人口は 45,000 人で消防職員数は 93 名、消防団員につきましては 1,100 人でございます、これは国が示す消防力の整備指針の基準に比べますと比較的人数的には多いところでございますが、やはり先ほど永山議員のご質問の中でもございましたけども 10 年分の焼損棟数にあたるものが今回の火災で燃えてしまったということについては、やはり初動態勢の遅れが一つあります。

このためにはやはり応援体制の要請の遅れがあった、ということが一つの大きな要因ではないだろうかということで総合的に関連し、今回の延焼拡大についてはこの 3 点が考えられるものでございます。

2 点目の机上訓練ということでございますが、これは私共の宗像地区において、どういうふうに考えているかということだと思いますが机上訓練、いわゆる図上訓練シミュレーションにつきましては、すでに日常的に行っているところでございます。

今回について、糸魚川における火災を想定しての机上訓練ということで、お答えさせていただきますが、宗像地区において、強風下において火災が発生した場合、特に木造家屋が密集し隣接建物に延焼危険が高い、また、道路が狭く、消火活動上、困難と予想される地域を想定して、重点区域としてシミュレーションを行っております。警防計画という形で行っております。

現在は宗像地区には 5 つの地域をピックアップして、密集地火災警防計画を策定し、現地での道路の幅あるいは木造家屋等の状態等々含めて現地調査を含め、万一火災が発生した場合における消火活動の方法等について定期的に図上訓練を行っております。

なお現在はすでに糸魚川の火災を受けて、この 5 つの地域につきまして再度現地調査を実施しているところでございます。

ちなみにこの 5 つの地域につきましては、海岸沿いにあります密集地域で鐘崎地区それから神湊地区それから津屋崎地区それから西福間地区それと、もう 1 つ海岸地域ではございませんが赤間地区、これは赤間の宿場町を昔から構成しております隣とのすごく狭い、そして間口が狭く奥行きが長い特徴のある建物が密集しておりますので、この 5 つについて重点地域として警防計画を立てております。

この地域への住民の方々への周知でございますが、この警防計画を策定して特別な地域であることについては現在のところは周知しておりません。その理由といたしましては、ここは危ないですよということでは消防の方から言っていないということです。

またこの密集地域も含めてなのですから、年2回の火災予防運動期間中において、重点的にこの地域を中心に、消防車両等による密集地域火災予防拡声広報を行っております。以上で2点目の項目についての答弁とさせていただきます。

3点目最後でございますが、狭い地域での消防活動の現状と対応についてお答えさせていただきます。狭い地域では、あらかじめ、消防車の進入路の確認、それから水利、水を取る場所の選定場所それから、事前に現地確認する中でこれは消防隊の通常業務の中で、地理・水利調査ということを定期的に実施しております。

この情報は必要に応じて、各消防団にも情報の提供をさせていただいているところでございます。実際の火災においては、道路が狭いということで、建物間の相互距離も短くなることから、延焼する危険性は高くなることがやはり想定されますので、このような地域での消火活動にあたっては、出火建物自体への消火活動は当然でございますが、まずは隣接する建物への延焼防止のための放水活動を最重点課題として行っております。

また、今回の糸魚川の火災においては、強風のため飛び火による火災が延焼拡大への大きな要因ということでございますが、この飛び火火災というのは出火した建物よりも遠く離れた場所から出火するということがございますので、火災の状況によりまして飛び火警戒ということで、そこに放水のための隊を配置してそこで飛び火警戒消防活動を行っていくことも想定しております。

以上で私のほうからの答弁を終わらせていただきます。

○桃村議長

永野予防課長。

○永野予防課長

予防課長の永野です。ご質問の4番5番についてお答えさせていただきます。

まず住警機の質問についてです。住宅用火災警報機の設置目標は当然100パーセントであります。しかし平成28年5月に当本部が実施しましたアンケート調査の結果は残念ながら73.1%でした。

このアンケートは国が示した調査対象世帯数の96世帯以上に基づき、宗像市を13地区、福津市を7地区の20地区に区分し、各地区の世帯数に応じた割合の調査世帯数を割り出して今回130世帯を対象に職員が訪問調査したものです。

ちなみに福岡県の平均は80.4%全国の平均は81.2%となっており、まずこの数値まで持っていくことを当面の目標としております。引き続き設置世帯数普及拡大を今後は計していく所存でございます。

次に5番目の消火用具の啓発等についての質問についてお答えいたします。このご質問の消火用具については私も存じ上げておりますが、現段階ではこれらの関連消火用具についての普及啓発は行っておりません。

その理由としては、当該消火用具は投げつけて液体の消火薬剤が入った容器が割れて、その液体がかかったところについて消火効果があるものです。容器が割れないと消火ができないということもあり、容器を壁などに当ててある程度強く投げる必要があります。

それと最も効率よく消火するには燃えている中心付近に投げる必要もあり、ある程度コントロールも必要となります。このことからご質問の高齢者や子供たちが燃えている場所に近づき的確に狙って容器が割れるような強さで投げることはなかなか難しいと考えております。

やはり初期消火に現在最も有効なものは消火器だと思っております。消火器にはいろいろ大きさがありまして、現在高齢者や子供さんにも取り扱っていただけるような小型の消火器もございます。一般家庭における初期消火用具と致しましては現在消火器の設置をお願いしているところでございます。以上でございます。

○樋村議長

永山議員。

○永山議員

宗像管内での延焼する糸魚川と同じような類似地域ということで 5 つの地域ということで今お話をいただきました。ずいぶん言われているのが広いですね、鐘崎地域という地域全体という感じで神湊、津屋崎、西福間、赤間というもう少し絞れないですかね。

観光で津屋崎の津屋崎千軒だとか福津であれば畠町宿とかそういうところも、すごく古くて木造住宅で密集してというそういう地域があって、観光でもやはりそういう建て方とか道幅とかがある面必要というか、それを見にくるということが多いわけなわけですけれども。津屋崎とか西福間とか入れたら結構広いですよね、だからそのような特定の仕方、また住民もそこを言わればここら辺は危ないから気をつけなければならないと思うのですが、津屋崎とか言われるとあまりにもぼけてしまうですよね。

それから周知をしていないという理由、ここら辺が危ないということを言えないのかなとちょっと思ったですが。

○樋村議長

門脇消防長。

○門脇消防長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。私は先ほど 5 つの地域ということで大まかな地名を言わせていただきましたが、現実的な警防計画の対象につきましては特に永山議員さんの福津市内における津屋崎について例えばお話をさせていただきますが、津屋崎ということではなくて具体的に警防計画を立てておりますのは、しおさい通りの教安寺

から西側の地区北の一、北の二、岡の三、新町、この地域における地区棟数は約 463 棟、世帯人口を想定して 1,000 人ちょっとの方がお住まいであるということで、その地域を絞って作成しておる次第でございます。

また西福間につきましても当然大きくなりますので、現実的には緑町、南町ということで 864 世帯、そこには約 2,000 人ちょっとの人がお住まいの地域だと想定しております。

ほかの地域につきましても、鐘崎といつても広いので、上八から京泊地区の祓川など一部山手を除いた狭い地域として地区限定として各地域につきましては、いま説明が最初不十分でございましたけれども、警防計画はその中でも道路それから住宅の隣接状況を踏まえて重点地域を絞って計画しておりますので、ちょっとご質問に対して不十分であったと御断り申し上げます。

2 点目の広報についてでございますが、これにつきましては先ほど予防課長から話もございましたように、住宅警報機の家屋設置推進を踏まえながら日ごろの火の用心の重要性も踏まえて、今回の糸魚川の火災を教訓とした具体的な内容を今から発信することも含めて検討して参りたいと思います。以上でございます。

○梶村議長

永山議員。

○永山議員

はい。やはり周知することによって、そこに住んでおられる方、また周りの方も再認識をされると思いますので、是非のそのところはやっていただけたらというふうに思っております。

それから多数の消防車が出まして放水をしたわけですけれども、そのときに消火用水が足りなくなつて消火に手間取つたということを聞いております。

同様な心配は火災が起つた場合とかそこまでの大きなことはないとしても、そういう心配とかは考えられないでしようか。

○梶村議長

門脇消防長。

○門脇消防長

はい、ただいまの件につきましては糸魚川の火災については 1 日の各市内のすべての住民の方々が使用する水量をこの消火で使つたということでお聞きしております。

つまり市民の水がなくなるまで放水したということで実際は浄水状況の方にもご相談して消防活動の協力を得たということでございますが、宗像地区におきましても、やはり同じような状況が出てくるということは想定します。その事につきましてはまずは全力で水

を用いた消火活動を行っていくことになると思いますが、やはり今回の水が足りなくなるということについては、今後の課題として早急に糸魚川の消防ことも詳細に検証しながら対応をとっていく計画をしていきたいと思っております。以上でございます。

○**桝村議長**

永山議員。

○**永山議員**

水が足りないということで、現地ではとっさに機転をきかして、地元の生コン会社の社長さんが自分の会社のミキサー車に水を汲んで防火水槽に水を運んだと、その水を消火に役立てたと、消防の方でそういうことがあってまたそのミキサー車だけでは足りないから砂利会社また建設会社にも協力を頼んで、そして協力をやったというようなことを記事で見たのですけれども、こういう何にもないような時に、事前にそういうことを想定しての交渉というか、そういうことがやっていけたらいいのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○**桝村議長**

門脇消防長。

○**門脇消防長**

ただいまの件につきましては永山議員がおっしゃられますように、今回の糸魚川のことの中でそこまで準備をする、実際に協力体制を取って対応したということは宗像地区においても、当然想定をするひとつの大きな材料になりますので、その辺も含めて早速警防計画の中にもできれば踏まえられるように、必要であればその状況も踏まえていきたいと思っております。以上でございます。

○**桝村議長**

永山議員。

○**永山議員**

今まで防災といえば、地震に対しての注意喚起というのが主であったように思います。今回のように飛び火があるなどの防火に対して、やはり自助共助公助など地域のかかわりが必要になってきますけれども、個人でできる火の始末、火災警報器の設置、消火器の準備、初期消火の訓練など種々考えられますけれども、各自にしてほしい行為またそのことの行為へ結びつくような対策、地域での動きというものがどういうことをすればスムーズに消火活動に協力することになるのか、今思い当たることがあれば地域の方にも連絡をした

いと思いますので教えていただきたいと思います。

○梶村議長

門脇消防長。

○門脇消防長

住民の方々に協力をお願いするポイントとしてはということでございますが、まずは自分のところで火を出さないという火災予防の徹底をお願いしたいと思います。それから、住宅用火災警報器につきましては本来火災を早く感知して知らせてもらって、そこから非難するということでございますけれども、これはそのことによって地域の隣の方にもその火災が早くわかるということで、そのことについても住宅用火災警報器の効果はあると思っております。

それから特に消防活動上、具体的に協力をお願いできるとしたら、例えば狭い住宅地内の道路における夜間駐車、これについては消防車両の進入あるいは防火水槽消火栓等の水利部署について支障をきたす場合もありますので、これは警察も連携して広報するようにしておりますが、このことについてもできれば各地区の自治体のほうで積極的に隣同士声掛け合って、知って頂くことをお願いできればと消防の方からは考えております。

以上でございます。

○梶村議長

永山議員。

○永山議員

ありがとうございます。的確にいっていただくと、そうなのかなっていうことの再認識から、余計に防火ということに対する対応をとるような形になると思っております。

今年1月消防学校のほうで、すばらしい出初め式がありました。寒い中でしたけれども家族等で大勢の方の見学がありました。皆さんの消防に対しての期待、感謝の思いに感動しながら見ておりましたけれども、その横のほうで消防体験と致しまして消火器の使い方放水体験、園児などの防火ポスターの展示などが実際されて子供たちの参加もとても多く、工夫されたすばらしいイベントだったと思っております。

年々盛んにしていただきたい。そしてより多くの方々の関心を持っていただけるようにさらに工夫をしていただきたいと思っておりますが、これは期待を込めてどうでしょうか。

○梶村議長

門脇消防長。

○門脇消防長

はい、消防出初め式につきましては宗像市消防団、福津市消防団の二つの消防機関と宗像地区消防本部の三者合同で実施して参りました。その中で過去は自分たちのための自分たちの出初め式、その年頭に当たって決意表明ということも当然ございました。

今も当然それはございますが、ここ数年はいま永山議員がおっしゃられましたように市民のための消防をアピールし、そして自分たちの消防は自分たちの火の用心防災これのために動いている、ということをその出初め式の短い時間ではありますが、いかに意識していただけるか、その意識の高揚が宗像地区の安全安心につながるということで、今日おられます正副組合長の了解のもと、今回は最後の消防学校で出初め式をさせていただきました。ほんとに好評ということありがとうございます。

引き続き市民のための防災活動、そして消防出初め式についてもその場所に応じてできる限りの市民参加型の出初め式に向けて、今後も頑張っていければと思っておりますのでよろしくお願ひしたいとおもいます。以上で答弁を終わります。

○梶村議長

永山議員。

○永山議員

是非よろしくお願ひ致します。家族で集っているというそれがすごく傍から見ていて微笑ましいという感じがいたしました。いろいろ今ご指摘答弁いただきましたけれども火災を防ぐには火災を出さない。すぐに消す。家屋を燃えにくくする。ということがありますけれども幅の広い道路や公園なども必要になってまいります。そういうことも消防に求めるわけには行きません。自治体との協議の機会っていうのが考えられるかどうか共通認識のもとで対応をしていけたらいいと思っていますが、組合長その自治体の方で消防との話し合いとか、そういうものがもたれないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○梶村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

ちょっとずれるかもしれませんけれど、宗像地区はやはり消防署そして消防団、もうひとつは国交省九州整備局の支所、国の国道事務所そういうこと連携というのは密にやつております。

特に地元では私は誇りに思っておりますけれども、宗像地区の福津宗像市の消防団この団結力は私もすばらしいと思っています。しかも欠員がないというかそういうボランティ

ア的な方で常に市民の安全安心を守っていると。そのためにいろんな訓練を行っておりますけれども、そういう意味からですねもっともっと私は市民に消防団、消防署も含めてそういうボランティアが市民の安心安全訓練その他やっているということを理解してもらいたいと思います。それが先ほど永山議員がおっしゃったように、今年の出初め式は大変市民の方に例年になく参加され、常に主体性をもって事務局が中心になってやっていきたいと密に連携を取っていくことが大事だと思います。

○**桝村議長**

永山議員。

○**永山議員**

連携を十分とて頂きたいですが、狭い道路というのが要因でしたので、是非そういうところのものを実態で考えていかなければいけないなということを思っております。

住宅用火災警報器これは平成 16 年の消防法改正で設置が義務化されて、その時からどんどんつけられたっていうのが現状だと思いますけれども、これには寿命電池がありまして 10 年を目安に必要になって、取り替えて頂かないとブザーがならないっていう、そういう古くなったものに対しての取り換えなど、周知というのは今訪問して警報機が何台というのがありましたけれども、そういうところの注意なんかはどんなふうにしていますか。

○**桝村議長**

永野予防課長。

○**永野予防課長**

現在設置の促進と併せて、こういった「10 年で取り換え」というチラシも作成しまして防火訪問をさせて頂いているということです。

○**桝村議長**

永山議員。

○**永山議員**

同時にしてくれるということで非常に心強く思います。ただあるからと言って安心して大事に至るということが無いようにと思っております。地域コミュニティとか私たちのところでは郷づくりとかありますけれども、そういう拠点に防災グッズとか今のあまり役に立たない 500ml のというああいう展示と言いますか、そういうようなものを宗像管轄の中で回していくとか、そういうような工夫はできないでしょうか。

○桙村議長

永野予防課長。

○永野予防課長

現在、宗像市では、コミュニティーセンター、市役所、福津市の方でしたら宮司のコミュニティーセンター、以前は福津の津屋崎庁舎もどちらも置いていたのですが、住宅用火災警報器のカラーボックスで作った簡単なモデルハウスを設置し一緒にチラシも置かせていただいていましたが、そこそこの事情により展示場所がなくなったところもあり引き上げていったところもあります。現在もそういった公共施設には置かせていただいて、広報もやらせていただいております。以上です。

○桙村議長

永山議員。

○永山議員

すみません。あまり気が付かなかつたものですから。

それから大規模火災からもう 2 か月が過ぎたわけですけれども、この焼け野原の中を本当にテレビでみたら真っ黒に、こここの灰が火災の灰ですってことで全焼したのかなって私思っていたのですが、ほぼ無傷で残った 2 階建ての一軒家が奇跡の木造住宅として注目を集めているようですけれども、このことについてご存知でしょうか。

○桙村議長

門脇消防長。

○門脇消防長

私もマスコミ等でその状況確認させていただいております。火災の中までは様子は分からぬのですけれども、特にピンポイントに今情報が流れているのは、やはり旧木造に比べて今の防火仕様の住宅がいかに火災に対応するものとして特に効果があるということで、今からの住宅事情につきましては、今後も地域全体に防火体制の中では各個人の住居になりますけれども、やはり今回の状況が今後の住宅事情に大きく反映されていく、つまりそれは今後の消防あるいは消火体制、その辺にも大きくなり、地域ぐるみの防火対応に繋がっていくものと個人的には考えております。以上でございます。

○桙村議長

永山議員。

○永山議員

インターネットからとってきたこの写真ですが、周りが全部焼けていてこの家だけが無傷で残っているというそういうようなものがありまして、本当にきれいに残っているのでびっくりしたのですけれども、この家というのは、家主さんが丈夫な家を作つてほしいと頼んでたてた特別仕様だったそうです。

この住宅の被害は窓ガラスのヒビと、エアコンの室外機やインターホンが高熱で変形するといった程度だったそうです。燃えなかつた理由は普通の住宅とは異なり火に強いステンレスのトタン板を外壁に使い、一部は耐火煉瓦だったことが大きいとみられています。

また屋根の洋瓦も一部ステンレスでした。さらに暴風に備えてさらに窓はワイヤー入りの2重ガラス、屋根の軒先は火の粉が入りづらいように設計されていたそうです。

家主さんは平成19年に発生した中越沖地震を目の当たりにしたことから、住宅を作る際に頑強にするように工務店に注文をして、費用は一般住宅と比べて約1.5倍かかったということです。

このことを消防の方で地域から呼ばれていろいろ講演することがあると思いますけれども、このようなすごいたとえ話、こんな工夫をされていましたっていうような古い木造住宅の密集地域での防火の際の話をされるような時があれば、そういうことなどに加えるような工夫をしていただけないかなというふうに思いますが、どんなでしょうか。

○桝村議長

門脇消防長。

○門脇消防長

その辺も含めまして防火防災のお話をさせて頂くことについては、一つの例として糸魚川の調査結果を踏まえながら当然入れていきたいと思っております。以上でございます。

○桝村議長

永山議員。

○永山議員

よろしくお願ひいたします。今後の更なるご活躍を期待いたしまして本日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○桝村議長

これで永山議員の一般質問を終了します。

ここで休憩とします。再開は午後1時からとします。

<休憩>

○梶村議長

再開し、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

11番、末吉議員の一般質問を許します。

○末吉議員

11番、宗像市の末吉孝でございます。

北九州市への包括委託の効果と課題について質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目としましては、水道事業包括業務委託の効果についてお聞きします。特に水道技術の継承という観点からお聞きするわけですが、北九州市への包括委託のきっかけといいますか、提起されたのはプロパー職員を雇いどめして、技術の継承が困難になるということが最大の理由でありますけれども、①として継承すべき水道技術の具体的な内容は何か。これは昨年も実は一昨年も、重ねてお聞きしております。包括委託を実施して、この1年を経過してみて再度この点をお聞きします。

2点目は、先ほど岡本議員からも質問されました包括業務委託によって、新たに北九州市から派遣されてきた技術者の実態について。職員数、水道実務経験年数や経歴など明らかにしてほしいと思います。先ほどは、資料がないので分からぬということでしたので、昼休みを含めて、明らかにしていただきたいと思います。

3点目は北九州より派遣される職員の派遣年数については、どういう取り決めになっているのか。これは北九州市水道局の職員及びウォーターサービスから派遣されてくる職員についても、派遣年数についての取り決めはどうなっているのか。

4点目は、事務組合が発注した工事の検査は、どのように行われているのか。これは水道技術の部分でもあると思うのですが、包括業務委託前と比べて変化があるのかどうか。という点をお聞きしたいと思います。

2点目については、経費削減の観点からお聞きしたいと思います。①経費削減の最大のものは管材量を一括購入し、支給制にしたことであります。6,800万円の削減効果といわれてきましたが、この1年での実際の効果額はいくらになるのか。先ほどの答弁で今の時点では分からぬという答弁でしたが、今年度発注した工事、見積り額等において部材等の積算数値というのは必ずあるわけですから、これについては効果を算定する必要があるだろうというふうに思うわけであります。

2点目は管材料の支給方式により受託業者に新たな負担を強いていると思われるが、その軽減策はどのようにしているか。確かに、工事の発注においては、管材料の運搬について積算の中に入っているというご回答だと思いますが、その具体的な計上の仕方についてお聞きしたいと思います。

3 点目は包括業務委託によって、本事務組合の水道事業を行っている訳ですが、従前に比べて新たに発生することとなった間接経費はいくらになるか、ということをお聞きしたいと思います。

大きな 2 点目は水道事業包括業務委託の今後についてであります。1 点目は包括業務委託の基本協定後の大きな変化として、実は委託後の変化じゃなくですね。資料を見て改めて思ったのですが、この北九州上下水道協会が株式会社北九州ウォーターサービスへと株式会社化したことであります。資料を見ますと平成 27 年には株式会社化されているというのは先ほどご答弁でされました。

北九州との包括委託を議論する際に北九州の上下水道局との委託はするけれども、そこから市の外部団体である上下水道協会、当時は第三セクター、外郭団体にその実務は委託されるという論議の中でしか私ども議論していないわけでありまして、ここが北九州の外郭団体でなくなった以上、これは私の素人的な考えかもしれませんけれども、当事務組合と株式会社であります北九州ウォーターサービスとの直接契約も可能なのかどうか、ということをお聞きしたいと思います。

2 点目は、北九州市水道局職員 OB が株式会社北九州ウォーターサービスに待遇面から中々行きたがらないという話をお聞きします。実際ウォーターサービスの構成要員が総数何名の内に、北九州の水道事業経験者、上下水道局 OB の職員が何人おられるのか。そういう点もお聞きしたいと思います。

今回の包括業務委託の大半を担っている株式会社北九州ウォーターサービスの技術力の今後に大きな不安があると言わなければならぬのではないかと思います。この点については、どのように考えておられるのか、あくまでも本事務組合としては、これまで培ってきた水道事業の技術力の継承だけではなくて、これまでの技術を維持し、かつ今後将来にわたってもその技術力を維持していくために委託したというふうに、私自身は理解しておりますので、現在の技術力がどうなのかという点から非常に不安がある。

最後に、包括業務委託の委託料について、今後も右肩上がりに増大していくことが実は心配しております。ちらほら情報で入ってくるわけですが、今年度当初予算についても 10 億を超える要求が当初北九州からはあったように耳に入ってきたわけですが、今後の長期の見通しはどうに考えておられるのか。これで 1 回目の質問とします。

○桃村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

それでは私の方から包括業務委託の効果と課題について、全体的な考え方を述べたいと思います。細かい点につきましては、事務局長の方から答弁をさせます。

昨年4月から委託を開始いたしまして、来月末で1年が経過しようとしております。この間、スムーズな移行を行うと同時に、老朽化による漏水事故などへの対応におきましては、北九州ウォーターサービスが水道利用者に大きなご迷惑をおかけすることなく、復旧を行ってきております。

また、夏場に大島の水質が一時的に悪化傾向になりました際には、北九州市の水質検査室が、随時、現場に出向いての取水と厳格な検査を行い、水質改善策を講じることにより水質改善ができたわけであります。このように北九州市及び北九州ウォーターサービスの対応により、従来どおりの安全な水の安定供給ができておりますことに加え、経費面におきましては、年度の中途中での概算ではありますが、一定の経費削減効果も見込まれるなど、包括委託の成果が出ているところでございます。

一方、課題につきましては、一つに、技術の継承がございました。これにつきましては、両市からの派遣に際し、上下水道など現場の経験を有する職員を派遣することに加え、水道に関する研修を実施することにより、育成に努めております。今後ともこれを継続して参ります。

また、水道技術管理者の設置につきましては、受託水道技術管理者を北九州市で設置、事務組合の技術管理者は、有資格職員が担当することとしています。

その他の課題につきましても、北九州市と協議しながら、解消に努めているところでございます。今後とも密に協議しながら、また大きな問題等につきましては私組合長としても、先ほど答弁しましたけれども、長年のパイプもございますので、トップ的にも解消して参りたいというふうに考えております。

○桃村議長

安部事務局長。

○安部事務局長

私の方から項目ごとに答弁をさせていただきます。

まず、（1）水道技術の継承という観点からのご質問にお答えいたします。

①の継承すべき水道技術の具体的な内容でございますが、現在の水道を取り巻く環境、気候変動等による水資源の不安定化、水道水の安全性、おいしさといった需要者ニーズの高度化かつ多様化、そして経験豊富なベテラン技術職員の大量退職など、年々厳しさを増しているところでございます。

これまでと同等以上の技術力を確保するためには、水道事業者単独では難しいことから、技術力の高い北九州市へ、今年度から水道事業の包括的に業務委託を行っています。

まず受託しております北九州側の継承すべき水道技術としては、日常の水道施設の運転・維持管理業務、それから渇水や水質悪化、そして地震・寒波等の災害に対する危機管理対応能力、あるいは経年劣化した大量の水道施設を効率的に更新・整備するための施設

整備計画策定技術などが、特に受託者側としては重要な技術だと考えています。

また、事務組合の技術継承の点につきましては、これまで説明をして参りましたように、事務組合の役割としましては、計画の策定、予算編成とか、管理的な立場の継承が必要だというふうに考えております。

次に、②の北九州市から派遣された技術者の職員数、水道実務経験や経歴などのご質問でございますけれども、北九州市上下水道局から宗像地区事務組合に派遣されている職員がございます。4名であり、これは北九州市の職員になります。

水道事業実務経験年数及び経歴についてお伝えします。まず、委託業務総括従事者として、上下水道局計画課企画調整担当係長、水道実務経験年数19年です。主な経歴は、水道設計及び監督業務、管路維持管理業務、長期計画策定、海外・国際協力業務などに携わった職員でございます。

次に、総括責任者の補佐としての従事者は、上下水道局計画課主任、水道実務経験年数13年。主な経歴は、水道設計及び監督業務、管路維持管理業務などです。これが2人目です。営業の料金収納関係を担当する職員として、管理・監督従事者は、上下水道局営業課企画調整担当係長、水道実務経験年数5年です。主な経歴は、契約事務、水道料金徴収業務などにあたってきた職員でございます。同じく料金収納関係従事者は、上下水道局営業課主任で、水道事業実務経験年数9年です。主な経歴は、水道工事監督業務、管路維持管理業務、水道料金徴収業務などの実務を行ってきております。職員の年齢は、30代から40代です。4名の派遣職員が派遣されております。

なお、この4名以外にも、北九州市上下水道局内及び穴生浄水場内の水質試験所等の職員がそれぞれの場所で、包括業務委託に関係した業務を北九州市の職員が行っているところでございます。

それから併せまして、岡本議員のご質問の中で答弁ができませんでしたが、ここで併せて答弁させていただきますが、北九州ウォーターサービスの職員構成でございます。現在24人おりますけれども、北九州市のOB職員が12名おります。この内訳は土木技術者が7名、電気機械技術者が3名、事務職が2名、本部からの意向でこちらに参った職員が2名ございます。それとKWSで新規に採用された職員が5名おります。内訳は技術者が4名と、事務担当が1名でございます。これは元コンサルタント会社ですとか、水道工事店ですとか、そういった経歴を持つ職員で半年間研修に従事した後にこちらに参っております。

それから、事務組合の経験職員が4名おります。これは嘱託職員等も含めての4名です。民間からの派遣が1名、これは水道関係会社からの派遣でございます。以上KWSの職員の構成でした。

それから③北九州の派遣期間のご質問ですが、北九州市の人事でございますので、派遣期間はこちらで考えることではありませんけれども、派遣年数は2年から3年というふうに伺っております。ただし、このことについては、先ほどもご質問ありました、技術力のあるしっかりとした職員を派遣していただく上からも事業の継続性、業務の状況をみなが

ら、協議をしながら申し入れを行っていきたいというふうに思っております。

④事務組合が発注した工事の検査がどう変わったかということでございます。例えば、管路工事につきましては、従前のとおり、検査の回数は 3 回に分けて確認検査を行っています。

最初の検査は、管路布設が完了後、舗装前に弁栓類等の確認を行っています。これは、舗装後の手直しを防ぐために行うものです。次に、舗装完了後、設計変更に必要な出来高確認のための検査を行います。最後に、工事が完了しましたときに、竣工図書と検査願いが提出された後、竣工検査は北九州ウォーターサービスが行っています。

検査員につきましては、委託前は、事務組合の当時の施設課長が行っておりましたが、委託後におきましては、契約金額に応じまして、KWS の広域事業部長または施設課長が行っております。

それから北九州市への包括委託の効果と課題の中で (2) 経費削減の方のご質問でございます。3 点ございました。

①の支給額の効果でございます。先ほどお話がありました、岡本議員のご質問と答弁重なりますが、支給材制度を導入いたしました場合には、説明しましたように平均的な事業における効果額ということで出したものが 6,900 万円となります。これはこれまで説明した通りでございます。

年度ごとに工事事業が異なるというようなことで、平均的なところを見込んでいるところでございます。本年度の事業につきましては、これも申し上げましたが、年度中途でありますし、なかなかこの時点で比較というものが難しい状況にありますので、現在効果額として数字で出せるようなものは出しておりません。

②の管材料の支給方式による受託業者の新たな負担とその軽減策でございます。これにつきましても、さきほどの答弁と重なりますが、支給材制度の導入によりまして、受注者においては、管材料の受け取りや運搬といった工程が新たに発生しています。これについての経費も、歩掛（ぶがかり）表を使いながら算定をしておりますので、受注者がその経費を負担している事にはなっておりません。

③包括業務委託により新たに発生する間接経費でございます。平成 26 年度の包括業務委託の勉強会及び平成 28 年度予算提案時にもご説明申し上げました通り、委託による経費としまして、28 年度予算として、8,040 万 5,000 円を計上しています。

この費用につきましては、日本水道協会の水道施設管理業務第三者委託積算要領及び北九州市の受託工事事務取扱要領を基に算出しています。費用の内容でございますが、受託者が使用する備品及び業務履行に必要な消耗品等の費用、あるいは直接経費、水道施設の運転を行うための技術的経費、職員にかかる安全衛生費・旅費交通費などの間接業務費、作業員及び事務員の労務管理費、本支店従業員の給与手当・法定福利費及び事務用品費、通信運搬費などの一般管理費等がこの中に含まれています。

2 項目の水道事業包括業務委託の今後についてでございます。

(1) 北九州ウォーターサービスが株式会社になったことで、当事務組合と北九州ウォーターサービスとの直接契約もできるのではないか。ということでございますが、北九州ウォーターサービスは、過去 50 年近く、北九州市の上下水道事業の一部を担ってきております一般財団法人 北九州上下水道協会を母体としてできたものが株式会社北九州ウォーターサービスでございます。

北九州市のガバナンスを利かせ、市との関係を明確にするため、北九州市が 54%、民間企業 38%、金融機関 8% の共同出資で、平成 27 年 12 月に設立された株式会社でございます。従来の任意団体でございました位置づけがございましたが、市の関与が及ぶ外郭団体に代わったものございます。官と民の双方の強みが発揮できるよう民間からの出資も募り、株式会社とされています。今回の水道事業包括業務委託は、事務組合は、北九州市に委託をいたしまして、水質試験や水道料金徴収などの営業業務、また計画策定や事業認可、業務の全体調整を北九州市の方に担当してもらいまして、そういう支 援をしてもらっております。

日常の水道施設の運転・維持管理業務は北九州ウォーターサービスということで、直接北九州ウォーターサービスに委託することはできないのかというお尋ねでございますが、法的には可能でございますが、業務内容は今申し上げましたように、すべての業務をウォーターサービスに委託しているということではございません。そういうた進行管理の面は北九州にお願いしているということで、全体を含めての包括委託ということをしておりますので、北九州も必要な役割を担っていただいているというふうに考えております。

それから (2) 北九州市水道局職員 OB が北九州ウォーターサービスに配置される場合の待遇面について。北九州ウォーターサービスの技術力について今後に大きな不安があるという質問でございます。北九州ウォーターサービスの待遇面と技術力についてですが、確認いたしましたところでは、北九州市 OB 職員が KWS に採用される場合には、北九州市再任用の場合と同じ条件でありまして、待遇面において条件は何ら変わらないということでございます。

また、事務組合としましても、人材と体制の確保は、受託者としての重要な要素であるということで、申し上げておりますけれども、そういうふうに考えておりますので、この点における方針や取組み状況は、北九州に十分に確認を行っておりますし、今後も同様に進められるよう確認や協議を行っていくものでございます。

(3) 包括業務委託の委託料についてでございます。今後の見通しでございますが、包括業務委託の今後についてのお尋ねですが、平成 28 年度の当初予算における包括業務委託料については 9 億 8,069 万 5,080 円というふうになっています。委託料の内訳としましては 3 条予算と 4 条予算に係るものとに大別されます。3 条予算分、いわゆる収益的支出です。これは、浄水場などの運転や水道施設の維持管理経費になります。これについては、修繕及び事業の変動により、推移していくものとなります。あくまでも事業の増減によりまして、経費も当然増減していくことでございます。

4条予算分、いわゆる資本的支出です。これは、建設改良工事にかかる分でございます。現在、国の補助制度である「水道広域化促進事業」を活用して、補助のある布設替工事等を行っていますが、その期間が平成31年度までになっております。32年度以降は事業費を縮減しながら、事業を進めていくことになろうと思われます。やはりこれも事業費の増減により委託料は上がったり下がったりとなろうと思われますので、基本的には、同じような事業を進めていく上では同じような額で、増加をするというふうには考えておりません。以上でございます。

○樋村議長

末吉議員。

○末吉議員

どうもありがとうございました。まず1点目から順次行きたいと思うのですけれども、包括業務委託する前の当事務組合の水道事業の現状というか、どういうふうにしていたのかということを振り返ってみると、かなりの部分が既に外部委託、いわゆる民間委託をすでにしていたわけです。

例えば水道管の維持管理については、宗像・福津、両市の管工事組合等に委託しておりましたし、浄水場などの運転管理についてもKESという民間企業に委託をしておりました。

料金の徴収についてもジェネッツさんに委託しているということで、1番中心にあるところは工事、水道管の布設替えの設計、発注、あるいは監督、こういったところが両市からの職員を縮減していきたいということと、プロパーをもう補充しないという中で、ここでの技術力が不安なのだと。技術力を維持し、そして継続していくためには北九州市の100年の優れた技術力に頼らざるをえないということで、包括委託に足を進めたわけです。

だからポイントは、設計工事の発注用の事務局でいただいた資料の中で、設計工事の発注用設計図面作成とか、設計工事の監督及び検査。こういった技術力を持つ職員が手薄になってきたということが、今まで1番強調されてきたわけです。

施設課長及び施設係長にお聞きしますけど、現在北九州の包括委託された中で、この部分に本事務組合の職員が何名今従事していて、北九州市から市の職員が何名、そしてウォーターサービスの技術系職員が何名配置されているのでしょうか。お聞きします。

○末吉議員

議長。その答えが出る前に施設課長にお聞きしますので、整理しておいてください。

○樋村議長

はい。では、末吉議員。

○末吉議員

施設課長にお聞きしますけど、今後技術を継承していくうえで、事務組合の両市からの職員も積極的に北九州市の研修に行ってもらうのだという話がありましたね。それで、私の両市の水道事業に関わってこられたOBの方たちの話を随分聞いたこともあるのですけれども、水道事業の技術者を育てるというのは非常に地道にやっていくプロセスというふうにお聞きしている。というのは設計図を見きるようになる、あるいは設計図をみて現場に行って現場経験を積み上げながら、水道技術者としてのスキルアップをしていかなければいけないということが非常に強調されていたのです。

そのことも含めて、いま技術を維持し継承していくかなければいけないというその部門に、今どれだけの両市の職員がいるのか、北九州市の職員がいるのか、ウォーターサービスからどれだけ配置されているのか、その辺を説明お願いしたいと思います。

○桝村議長

花田経営施設課長。

○花田経営施設課長

はい。経営施設課長の花田でございます。私自身が事務職でありますと、よく分からぬいところもあるのですけれども、現在工事部門の方の技術に従事しておりますが、北九州市職員が2名、北九州ウォーターサービスが10名、事務組合派遣の職員でございますけれども3名という構成になっております。

基本的な考え方といたしましては、統合の発端といいますか、統合のときの課題を解決するために高い技術をもった職員にお願いをしたいということで始まったことでございますので、私どもの派遣職員、今まで通りの人数で派遣をされるということはまだ保障できませんので、むしろ減っていくのではなかろうかというような不安ももっておりますけれども、この部分については高い技術をもった北九州市の職員にお願いをするということで考えております。それでやっていけるというふうに思っております。以上。

○末吉議員

議長。

○桝村議長

末吉議員。

○末吉議員

今の施設課長が現場の本音だろうと思うのですけれども、先ほど北九州の水道局から4名というふうに答弁されましたよね。4名のうちに常時来られている方は実質2名なので

はないですか。この事務所に常駐されている方は 2 名でしょう。常時 4 名おられるわけじゃないですよね。そこを後で確認してください。

それと、この一番大事にしなくちゃいけない技術の維持、そして継承、ここ部分に北九州水道局の係長の方、主任の方が設計図面を見ることができる経験もあるということで、2 名配置されているとは思うのですけれども、同時に発注している工事の現場を監督し指導する、そういう技術者を手薄だということで、北九州の技術をお借りしようということが非常に大きかったのですよね。市の職員も引き上げるから。でも実質、ウォーターサービスからこの部分に 10 名配置されているわけですね。施設課長。10 名、先ほど言いました。この 10 名のうちに水道事業経験者は何人おられるのですか。

○樋村議長

花田経営施設課長。

○花田経営施設課長

北九州から常時ここにいる職員、北州市の職員は現在 2 名でございます。KWS の技術は 4 名ということになっております。10 名中 4 名ということです。

○樋村議長

末吉議員。

○末吉議員

問題は、なぜ私はそういうふうに包括委託をされた後、技術の維持、そして継承をするべき部門でしつこくそこを聞いたかというと、工事をしている業者さんたちに、修理工事についてどういうふうな変化があったというふうに、アンケート調査をされていることもお手元にももたれているのでしょうかけれども、担当者によって指示がばらばらで非常に困るというふうに業者さんの中で声がでていると。それは多分、技術力の相違によって指示内容が変わっていると思うのです。

だから、少なくとも一番肝心なところについては、最低限事務組合がこれまでやってきた技術のレベルを維持するかそれ以上のものでなければ、包括委託したかいがないというか、する意味がないと思うのですよね。

先程、この部門に 10 名配置されている方の技術者、わずか 4 名と先ほど技術課長おつしやったでしょ。そこに技術力の維持そのものが果たされているのかと疑問に思うのです。ここだけずっとやっていくわけにはいかないので、そこだけちょっと指摘をしたいと思います。これについては、技術の継承、どういう形で担保していくのかということは、議会側に報告していただきたいです。私どもはあくまでも北九州に包括委託する上では、ウォーターサービスといえども、外郭団体だからほとんどが北九州の水道局で、水道事業の経

験者が担っていただくという理解を私どもはしているのですよ。

でも、実際いうとウォーターサービスの中で北九州市の水道局 OB は 3 割といわれているのですよ。後は自衛隊の方や、他の民間企業からの退職された後の採用です。現にウォーターサービスはこの事務組合におられた方々を再雇用で雇っておられる状況もあるでしょうけれども、両市の退職した職員を雇用しているというケース、まったくの 0 でしょ。本当に技術の継承というのであれば、そのところをどういうふうに今後していくのか、そこをやっぱり総括するべきだろうと思います。時間が迫ってまいりましたので、先に行きたいと思います。

(2) の②で管材料の支給方式で個別に工事ごとに運搬費を上乗せしていると。これについて詳細に報告していただけませんか。どういうふうに負担にならないようにしているかどうか。

○桝村議長

豊福施設係長。

○豊福施設係長

支給材の運搬費に関しましては、水道の歩掛上、運搬費があります。それがトンあたりの単価になっております。距離によって多少は金額に違いはありますけれども、運搬費という形で計上しておりますので、取りに来て現地にもっていいくまでの費用と考えております。

○末吉議員

議長。ちょっと。

○桝村議長

よろしいですか、続けて。

○桝村議長

末吉議員。

○末吉議員

今の答弁ではなくてですね。業者さんが例えば工事を請け負うと、工事区間、1回で全部が全部一気に管材を持っていくわけじゃありませんよね。ここの計上の仕方は総重量×運搬距離と。でも実際工事の進展具合によって適材 1 番いい時期に部材を持ってくるということでは、その都度管材を取りに来ているという実態があるでしょう。だから工事の実態に沿った軽減策を負担が工事業者の方に行かないようにする必要があるのじやないですか。

この積算だったらトータルこれだけ、だから大量に大型のトラックで全部持っていくのじゃないですよ。部材によっては、2トン車なり1トン車で取りに来ることもあるでしょう。そういうきめ細かな運搬費の軽減、そういったふうに積算の在り方も後払いでもいいじゃないですか。考えるべきじゃないかなと思うのですが。どうでしょうか。実態とアンケートの中でも、その負担がやっぱり大きいと。実際、人を配置してトラックを持って行って積み下ろしして、その点についてはどうでしょう。

○樋村議長

花田経営施設課長。

○花田経営施設課長

経営の規模だとか、工事を請けた工事の額にもよりますけれども、ここは私ども一律の経費の参入をしているというところで、これもまた個別の対応にするのは非常に困難を極めるということでございますし、何よりも工事費が増大するということにつながりかねませんので、現状のまま行きたいと思います。

○樋村議長

末吉議員。

○末吉議員

いや、それを言われるのだったら、従前のように管材の問屋さんが業者さんに必要に応じて持ってくるわけですから、そのケースとトータルで事務組合だけがコスト減になってもいかんわけですよ。業者の負担になつたらやっぱりだめでしょうね。だからそこはきちんと従前と今のやり方の比較検討を、どれだけコスト減になつたのかも含めて決算時には出していくべきだと思うのですよ。今後の方向も含めて、その辺はどうでしょうか。

○樋村議長

安部事務局長。

○安部事務局長

今お話をありました、例えば現場の方に管を仕入れる業者の方から直接その工事ごとに管が入れられないかという検討を実はこの支給制度の時にしました。そうなると、直接受注された業者負担は軽くなるだろうという視点も当然考えました。大手も含めて5社くらいのしかるべき責任者を呼びまして、こういった提案でこれからやりたいけれども、現場に直接管を工事現場に材料を持っていけないかという聞き取り調査をずっと行いました。ところが5社すべてが無理だということで、受注してもそれは断りますという回答でござ

いましたので、やむなく倉庫を作つて支給をしていくというような形になっております。

今後でございますが、今課長が申し上げましたように、ここをずっと、例えば受注業者さんの方の要望をどんどん聞いていくと経費はどんどんその分かかることになるだろうと思いますので、支給材の効果としましては、一応一定のそういう運搬経費も経費の分では見ておりますので、それ以上に個別の要望に対してそれぞれ受けていくのは難しかろうというふうに考えております。

○樋村議長

末吉議員。

○末吉議員

その点に関しては1年経過していく中で、実際もう一度業者さんにヒアリングして、コスト的にはどうなのかということも付き合わせながら、事務組合だけ軽減してもこれは何もならないことですから、業者に負担をしいたのでは業者いじめといわれるので。

時間も無くなりましたので間接経費のところお聞きしました。午前中、岡本議員の質問に対して、事務局長は北九州の目には見えない経費がありますという答弁をされました。それは議会として目には見えない経費というふうに市民に説明ができません。目に見えない経費というのはどこに隠れたのかと。説明できませんよ。

私が指摘しなければいけないのは、昨年の北九州の当初予算、これも一度組合長に言ったことがあるのですけど、宗像地区事務組合に関わる収益として9億8,000万円計上しています。そして支出の方で宗像地区水道事業に要する費用9億4,000万円の計上です。

収入と支出すでにこの時点で4,000万円抜かれているのですよ。私ども包括委託を議論するときに、色々積み上げてやっと年間2,200万円のメリットがあるという説明をしてきたじゃないですか。先ほど事務局長が言われた目に見えない北九州の経費というのは、こういう形で具体的に予算書の中に出でてきているのです。

地方自治体の予算の特徴は、国に対する補助事業の修正に対してもしかり、歳出、事業でどれだけの経費が掛かる、どれだけの人員費がかかり、間接経費がかかり、直接経費がかかると、歳出経費としてその事業の規模と中身が明記されているのですよ。そうじゃありませんか。北九州市は、うちが払ったお金よりも4,000万円低いお金で宗像のこの水道事業については、事業ができますよというふうにしているわけでしょう。これを福津・宗像の両市の議員にどう説明するのですか。先ほど事務局長が言われた、北九州市には目に見えない経費がありますと、それで説明が通りますか。その点、ご回答を願います。

○樋村議長

安部事務局長。

○安部事務局長

すみません、目には見えない経費という言い方で誤解を招きました、というか説明不足でありましたのはお詫び申し上げますが、先ほどもこれは1問目の答弁で申し上げましたように、北九州市が直接いろんな経費を負担する中で、色々とかかる経費以外に先程申し上げました8,040万5,000円という間接経費でございます。

その4,000万円というのはこの中に含まれたものでございまして、これはいろんな北九州でも使います備品とか、消耗品でございますとか、水道施設の運転を行う技術的経費、それから職員に係る安全衛生費、そういったものは支出の、例えば9億8,000万円の、9億4,000万円の支出とお話ししましたが、その中には入っておりません。そういった予算書に出てこないようないろいろな諸経費というものが当然出てきます。すべて細かく委託料の中に出せたものだけで、回るわけでございませんので、当然北九州市本体にかかる経費もございますので、そういったものは、経費としては出てきませんけれども、北九州側としてはそういったものもかかるというのは当然わかるところでございますので、そういうやり取りをしながら、この委託料を決めたわけでございます。

もう一点、この9億8,000万円がそういったものを含めて2,200万円の効果が出ますということで、従来よりも、この9億8,000万円では2,200万円下がったというふうな説明をしてまいりた通りでございます。

○樋村議長

末吉議員。

○末吉議員

それで私、ウォーターサービスに直接契約は可能なのかって聞いたのはそこなのですよ。普通、地方自治体の予算っていうのは、本当にこのサービス、この事業をやるために必要な経費は全部歳出予算の中に組み込まれるわけでしょうが。組み込まれないとおかしいですよね。実際北九州市が必要な経費を積み上げたものが9億4,000万円でしょう。それしか説明がつきませんよね。

宗像の事務組合の水道事業をするために必要な経費は9億4,000万円ですと。これが北九州市の予算書じゃないですか。市の水道局から派遣されている職員と言うのは、この中に全部入っているですよ。必要な経費も、間接費も入っている。4,000万円がもともと必要な経費であれば、北九州わざわざ経由せずにウォーターサービスに必要な部分を4,000万円上乗せして発注した方が、より技術力のある職員を派遣できるのじゃないですか。

十分な待遇を魅力ある待遇をしていないから、OB職員もなかなか来たがらないのでしょう。その宗像・福津両市の市民に説明するときに官官といえども、やっぱり4,000万円もお金が北九州によって、悪い言い方をしたら、十分な監督もなしに4,000万円抜いてい

ると。技術管理するのであれば、技術管理に必要な経費を計上しているわけじゃないですか。9億4,000万円の中に。こここの説明が市民に対しては、つきませんということを指摘して、私の質問を終わります。

○桃村議長

答弁は。

○末吉議員

もういいです。

○桃村議長

以上で11番、末吉議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。再開は午後2時5分からとします。

<休憩>

○桃村議長

議会を再開し、休憩前に引き続き、会議を行います。日程第5、第2号議案「福岡市と宗像地区事務組合との消防通信指令事務の委託に関する協議について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。安部事務局長。

○安部事務局長

第2号議案を説明いたします。

議案の1-1ページをお願いします。

「第2号議案、福岡市と宗像地区事務組合との消防通信指令事務の委託に関する協議について」

福岡市との協議により、次のとおり規約を定め、同市へ消防通信指令事務を委託する。

平成29年2月23日提出。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

提案理由でございます。

本件は、宗像地区事務組合の消防通信指令事務を福岡市へ委託することについて、同市と協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、規約の説明をさせていただきます。

第1条でございますが、委託事務の範囲を定めております。消防通信指令に関する事務

の管理及び執行を委託するという内容でございます。

第 2 条につきましては、管理及び執行の方法を定めておりまして、管理・執行については、福岡市の条例、規則などに則って行うことを定めております。

第 3 条につきましては、経費の負担でございますが、事務の委託に係る経費は、事務組合の負担とするものでございます。

第 4 条、第 5 条につきましては、予算の執行でございます。4 条は、当該事務の委託にかかる経費につきましては、福岡市の歳入歳出予算に計上するものとし、第 5 条で委託料予算に残額が生じた場合は事務組合に返還、不足が生じた場合は協議するものとしています。

第 6 条は、決算について、福岡市の決算の公表と事務組合への通知を定めたものです。

第 7 条は連絡会議の設置、第 8 条は規定外事項の取扱いについて定めたものでございます。

附則でございますが、施行日は「甲乙協議して定めた日から」としております。以上で、第 2 号議案「福岡市と宗像地区事務組合との消防通信指令事務の委託に関する協議について」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○桝村議長

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

(なしの声)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第 2 号議案について採決を行います。

本案は原案の通り賛成とする皆さんの起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって第 2 号議案は原案の通り可決されました。

日程第 6、第 3 号議案「宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安部事務局長。

○安部事務局長

第 3 号議案の説明をさせていただきます。

第 3 号議案「宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 23 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

提案理由、平成 28 年の人事院勧告により、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年法律第 33 号）の一部が改正されたこと等に伴い、宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものであります。今回の人事院勧告では、育児や介護と仕事の両立を支援していくために、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を更に進めていくこととして、「育児休業等に関する制度」および「勤務時間及び休暇に関する制度」の改正が勧告の内容に入れられ、国では関連した 2 つの法律が改正されました。

これに伴い、本組合では、この第 3 号議案と第 4 号議案が関連条例となりますので、提案をさせていただきました。

それでは、改正内容につきまして、本日配布させていただいております A4 サイズ 1 枚の【第 3 号・4 号議案資料】により説明させていただきます。上段の「勤務時間等に関する改正概要」でございます。

改正は、3 点ございまして、1 点目は、「早出遅出勤務をさせる場合」と「深夜勤務をさせない場合」の、養育の対象となる「子」の範囲が、現行での「法律上の親子関係にある子」に限られていたものが、改正では、現行に加え「特別養子縁組の監護期間中の子」と「養子縁組里親である職員に委託されている子」なども養育の対象とするものです。

2 点目は、介護休暇についての改正でございます。現行では 6 月の期間内に 1 回だけ認められておりますが、改正では、6 カ月の期間内に 3 回まで分割して取得することができるようになるものでございます。

3 点目は、介護時間を新設するもので、最長 3 年、1 日 2 時間まで介護のために勤務しないことができるようになるものです。以上 3 点が、改正の概要です。

なお、施行日は、平成 29 年 4 月 1 日からとしております。

これを持ちまして、第 3 号議案 宗像地区事務組合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○桝村議長

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第3号議案について採決を行います。

本案は原案の通り決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって第3号議案は原案の通り可決されました。

日程第7、第4号議案「宗像地区事務組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求める。安部事務局長。

○安部事務局長

第4号議案の説明をさせていただきます。

第4号議案「宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成29年2月23日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

提案理由、平成28年の人事院勧告により、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）の一部が改正されたこと等に伴い、宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものです。

改正内容につきまして、先ほどの資料【第3号・4号議案資料】をお願いいたします。

下段の、「育児休業等に関する改正概要」でございます。2点ございます。

1点目は、非常勤職員の育児休業取得要件を緩和するもので、現行での取得要件は、労働契約の継続期間が、養育する子が2歳に達する日以降まで見込める場合に、育児休暇がとれることになっておりますが、改正では、その期間が1歳6ヶ月に達する日以降まで見込める場合に短縮するものです。

2点目は、「育児休業により養育を行う場合」の、養育の対象となる「子」の範囲が、

現行での「法律上の親子関係にある子」に限られていたものが、改正では、現行に加え「特別養子縁組の監護期間中の子」と「養子縁組里親である職員に委託されている子」なども養育の対象とするものです。

施行日は、平成 29 年 4 月 1 日でございます。

これを持ちまして、第 4 号議案「宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○樋村議長

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第 4 議案について採決を行います。

本案は原案の通り決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって第 4 号議案は原案の通り可決されました。

日程第 8、第 5 号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安部事務局長。

○安部事務局長

第 5 号議案の説明をさせていただきます。

第 5 号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する。条例について」

上記の条例案を次のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 23 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

提案理由、平成 28 年の人事院の給与改定に関する勧告により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の一部が改正されたこと等に伴い、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものです。

改正内容につきまして、本日配布させていただいております A4 サイズ横長 1 枚の【第 5 号議案資料】「扶養手当の改正概要」により説明させていただきます。昨年 12 月 19 日の第 4 回臨時議会で、人事院勧告に伴う給与条例の改正を提案し、勤勉手当率の改正と給料表の改正を議決いただきましたが、これは、昨年 4 月に遡及適用をしましたものでございます。

今回の給与条例の改正は、人事院勧告によるものですが、本年 4 月から施行するものです。改正の内容は、扶養手当の額の改正でございます。資料でございますが、平成 28 年度 29 年度 30 年度以降とございます。28 年度は現在の額、29 年度に緩和措置として改正される額、30 年度以降はさらに改正の額となります。

今回変更されますのは、配偶者の金額が下がり、子の金額が上がります。配偶者なしの場合には、30 年度以降はゼロとなります。

施行日は、平成 29 年 4 月 1 日でございます。

以上で、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○桙村議長

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑はないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(なしの声)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、第 5 号議案について採決を行います。

本案は原案の通り決することに賛成の皆さん起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって第 5 号議案は原案の通り可決されました。

日程第 9、第 6 号議案「宗像地区事務組合水道事業建設改良積立金の目的外使用について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安部事務局長。

○安部事務局長

第 6 号議案をご説明いたします。

議案の 5-1 ページをお願いします。

第 6 号議案 「宗像地区事務組合水道事業建設改良積立金の目的外使用について」

次のとおり積立金を目的以外の使途に使用するものとする。

平成 29 年 2 月 23 日提出。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

平成 29 年度建設改良積立金

- (1) 前年度末残高 3 億 1,255 万 2,000 円
- (2) 当年度処分額 1 億 1,678 万円
- (3) 当年度末残高 1 億 9,577 万 2,000 円

水道事業建設改良積立金を目的以外の使途に使用するため、宗像地区事務組合水道事業の設置等に関する条例（平成 21 年宗像地区事務組合条例第 5 号）第 7 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、内容を説明させていただきます。

この建設改良積立金につきましては、2 月 15 日の「全員協議会」におきまして、積み立てられました当時の経緯などを説明させていただいたところでございます。今回提案をさせて頂きました目的外使用の内容でございますが、平成 28 年 2 月に若木台配水池及び通り堂配水池の運用を止めまして、新規に建設いたしました畠町配水池への切り替えを行いました。これによりまして若木台配水池と通り堂配水池が水道施設としての役割を終ることとなりましたので、両配水池の施設撤去工事を行う予定でございます。その財源として、当基金の一部を充てさせていただくということでございます。

建設改良積立金は、その名称にございますとおり本来は、水道施設の建設改良事業への財源とする名目で設置されておりますが、事業統合当時の経緯から財政調整金を原資とした基金でございますので、このことも考慮いたしまして、もともとの福津市の水道施設にあたるもののが整理に充当をさせていただくものでございます。

特定目的積立金、建設改良積立金でございますが、これは目的外の使用につきましては、地方公営企業法第 24 条第 2 項、及び宗像地区事務組合水道事業設置等に関する条例第 7 条第 3 項に「議会の議決を得なければならない」となっておりますので、両規定に基づきまして提案をさせて頂きます。

以上で、第 6 号議案「宗像地区事務組合水道事業建設改良積立金の目的外使用について

て」の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○梶村議長

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

11番、末吉議員。

○末吉議員

まずお聞きしたいのが、今回、福津市の通り堂配水池及び若木台の配水池の撤去工事をした後の、帰属はどうなるのでしょうか。

○梶村議長

安部事務局長。

○安部事務局長

現在は事務組合の所有施設でございますが、事務組合が水道施設の目的がなくなった場合は、両市にお返しするという、それぞれ市から移譲を受けました施設については、水道施設目的がなくなった場合にはお返しをするというふうな取り決めがございますので、福津市の方にお返しをするということになります。

○梶村議長

末吉議員。

○末吉議員

昨年でしたか、久末のダムについては、水道事業には使用していないわけです。そういう中で今後の緊急時等を含めて事務組合として管轄にして置いたらいいだろうというふうな表現もされたと思うのですが。だから、あそこの草刈り等については事務組合で計上していると思うのです。

それで、撤去には福津市的一般財産として移行されるというふうに理解したのですが、組合長にお聞きしたいのですけれども、福津と宗像の水道事業を合併する前に、大井ダムは堤体が非常に弱っておりまして、それなりの改良工事が必要だと言われていたわけですが、当時私が記憶をしている中では、先々宗像に返す施設なので、宗像が独自に単費でやるべきだということで、それに従ったと思うのです。

今回、同じような案件でそれぞれの自治体の一般財産に移行するものについて、自治体によって対応の仕方が事務組合として違うのであれば、特に私ども宗像の市民にどう説明していいのか。建設改良費っていうのは主に福津市の工事に使うよと知った上で述べてい

るのですけれども、先々事業を進めていく上で、建設改良を進めていく上で、財源が足りないといったときには、また宗像で拠出するのかという話になりませんか。

その辺のことは、宗像市長であると同時に、事務組合の組合長ですから、その辺の対応の仕方は両市公平にしていただかないと、私は、市民に対して、説明責任が負えないと思うのですが、どうでしょうか。

○桃村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

原則、考え方としてはそういうことだと思います。先ほど言いましたように 1 回処理してしまうものは、当該市で整理していくのが原則論だと思います。両市が水道事業を統合したという経過の中で、例えば、大井ダムにつきましても、ひとつは、まだ農業用水が残っていると。だからあれを廃止するというわけにはいかないので、場合によってはあれをなくして、あれを公園その他に使うということも可能なのです。

ですから、そういうことは先々の話として、市が本来の使用目的をするということで市がもらうと、そういうことになると思うのですね。ただ今回の積立金につきましては、この間も議員がおっしゃったように、統合したときのそれぞれの基金の在り方でこういう形になったということですね。問題は久末ダムだと思う。あの時もやっぱり議論がありましたけれども、久末ダムにつきましては、将来どうするかということを決めていないので、従来通り組合で管理するということで、これはまた整理しなきゃいけない時期が来るというふうに思っています。

○桃村議長

末吉議員、3 回めの質疑です。どうぞ。

○末吉議員

最後になります。22 年の合併時と組合の財産として 7 億たる資産を明確に文書で残っていますから。そのうちに福津市で約 2 億 5,000 万円でしたか、一般会計に繰り入れられたことを議会で随分と問題にしました。おかしいじゃないかと。合併の協定文書にも明確にされている財産について、片方の自治体で一般会計に渡すのはおかしいというふうに質問する中で、小山市長の方から福津市の水道事業関連の費用として使わせてもらうと、そういうふうにご答弁されたのですよ。組合長も記憶にあると思うのですけれども、まさしく今回の事案については一般会計に繰り入れられた中から費用を拠出するということが道理じゃないですか。あの時そういうふうに言われたのですから。

今後また後始末も含めて、福津では当面想定されると、そういう事業に使いますという

ことで、宗像市側の議員も、泣く泣くじゃないですけど了承したわけですよ。それなのに、今回話が違うでしょうと言わないと、組合長、その辺は覚えられているでしょう。そういう形で当初は組合長も福津市に事務組合には返してもらわないといけないよなという話をしたじゃないですか。でも最後の落としどころで、福津市は今後水道事業関係の後始末も含めて、そういったものに使わせてもらうということで、当時の宗像関係の議員にも、説得されたと思うのですよ。その時の話と違うということについては、組合長はどうお考えでしょうか。

○桙村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

やっぱり、原則考え方としてはそういうことだろうと思います。ただ、あの基金はあくまでも福津側の水道工事等々について使うというかたちで基金として積んできた、その通りです。ですから今回、そのまま積みっぱなしということにもならないので、例えば、正論で行くならば若木台等々についてこの組合の基金を福津の方でやってもらうという考え方もあると思います。ですからいざれにしても、この福津市側の基金をそういう工事に使うという趣旨は同じなのですよ。

ただし目的外使用だから、今回議会の議決を得ているということになるわけです。いざれにしてもこれは福津市しか使えないですから、基金としては。ですから今回は目的外使用の中で使うことにより、組合の一般財源化でこれを使うよりも基金で使った方が、効率性があつていいだろうという判断で提案しているのですね。あくまで、目的外使用ということはよくわかっていますから。そういうことです。

○桙村議長

14番、永島議員。

○永島議員

1点教えていただきたいのですが、撤去設計費及び撤去工事費として使用するということなのですが、設計費、撤去費はそれぞれいくらなのか、もし分かればお願ひしたいのですが。

○桙村議長

矢野経営施設課主幹。

○矢野経営施設課主幹

矢野でございます。よろしくお願ひいたします。

まず通り堂配水池の実施設計、これが約 520 万円、それから通り堂の配水地解体請負工事費が 8,000 万円みております。それから若木台の配水池解体実施設計が約 300 万円です。それから若木台配水池解体工事請負費が 3,800 万円とみています。

以上でございます。

○桝村議長

他にございますか。

(なしの声)

無いようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(挙手)

まず反対の方の発言を許します。

では 11 番、末吉議員。

○末吉議員

私は当議案については反対をします。

事務組合が合併をするときに、積み上げた基金については福津市の事業が大半残っているので使うことになる、これは全議員が理解しているところであります。この基金を今回のような形で、目的外で使うということは、今後実施しなければいけない建設改良費の総事業費の中で、また新たに私ども構成市である宗像市も財源の拠出をせざるを得ない。今の財政の在り方からすると、福津市でやる場合には福津市が単独で全部積み上げるなどという約束事していないですから。

両市で発生する工事については、それぞれの負担区分によって両市が拠出するというかたちになっているのですから。そもそもこの建設改良基金を目的外で使いということは、私は正しくないという観点から反対をしたいと思います。

○桝村議長

次に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

(挙手)

9 番、福田議員。

○福田議員

私は賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

過去に両市が積み上げたそれぞれの基金が、なぜ建設改良積立金に入ったのかというところが 1 番揉めているところじゃないかと思います。本来福津市が積み上げてきた基金、これを今回建設改良積立金の中に入れてしまわないといけなかったという事情があるわけです。それを今回、本来は福津市の基金であるものを福津市の工事に使うという道理はそのまま何ら問題ないと考えます。

また、この目的外使用ということそのものが基金の性質上、ここに入れざるを得なかつたという過去の事情がどうしても整合性がなかなか取れない要因なのかというふうに思いますけれども、本来の福津市のお金を使うということは、私は何ら瑕疵もないというふうに考えております。従いまして、今回あと 1 億 9,500 万円も残っているわけですから、これも早く建設改良建設積立金、これがあると今後揉める火種になるので、これもしっかりと早めにこの基金を取り崩して、使っていただきてすっきりさせていただきたいという要望を添えまして、賛成といたします。

○樋村議長

次に反対の方の発言を許します。ありませんか。

(なしの声)

次に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

(なしの声)

無いようですので討論を終結いたします。

これより、第 6 号議案について採決を行います。

本案は原案の通り決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(多数起立)

賛成多数であります。

よって第 6 号議案は原案の通り可決されました。

日程第 10、第 7 号議案「平成 28 年度、宗像地区事務組合一般会計補正予算第 2 号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安部事務局長。

○安部事務局長

第 7 号議案について説明いたします。議案の 6 頁をお開きください。

第 7 号議案 「平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）について」

平成 28 年度宗像地区事務組合 一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 23 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

次のページをお願します。補正予算書により説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,210 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 2,284 万 6,000 円とするものでございます。併せて、繰越明許費と地方債の補正を計上しております。

補正の内容でございますが、3 ページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許費でございます。

消防本部に設置されております福岡県の防災行政無線の再整備負担金でございますが、当初は平成 28 年度から 30 年度までの 3 か年計画で進められる予定ございましたが、本事業の工事請負契約に係る入札が延期されたことに伴いまして、平成 29 年度に繰り越すものでございます。

次に 4 ページをお願い致します。第 3 表地方債補正でございます。

消防の共同指令システム整備事業の起債に関しまして、事業額の確定に伴い起債限度額を 3,870 万円から 1,210 万円に減額を致しまして、2,660 万円とするものでございます。

事項別明細書に沿って説明を致します。

まず、歳入について 9 ページ 10 ページをお願い致します。

7 款 組合債 1 行 組合債 1 目 1 節 消防債は、補正前度額 2 億 4,450 万円に対しまして、1,210 万円を減額し、2 億 3,240 万円とするものでございます。

次に歳出の主なものでございます。11 ページ 12 ページをお願い致します。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 1 般管理費につきましては、補正前度額が 2,980 万 5,000 円に達しまして、135 万 7,000 円を減額致しまして、2,849 万 8,000 円とするものでございます。

減額の主な内容でございますが、13 節の委託料で公会計制度業務委託料の確定によりまして、執行算の整理を行うものです。3 款 衛生費 2 項 清掃費 1 目 し尿処理場費は、補正前度額が 1 億 4,461 万 3,000 円に対しまして、279 万 7,000 円を減額致しまして、1 億 4,181 万 6,000 円とするものであります。

減額の理由は、15 節の工事請負費で契約額の確定に伴います執行算の整理減額でございます。

次に 4 款 消防費 1 項 消防費 1 目 常備消防費につきましては、補正前度額が 15 億 1,619 万円に対しまして、2,961 万 3,000 円を減額致しまして、14 億 8,657 万 7,000 円とするものでございます。

補正の内訳でございます。職員人件費につきましては、給与改定に伴う給料手当の増額および執行算の整理を合わせまして、1,778 万 1,000 円を減額とするものであります。

詳細につきましては、説明欄および 15.16 ページに給与費明細書を掲載しておりますので、

ご参照ください。

次に 13.14 ページをお願い致します。5 庁舎設備維持管理費で神湊出張所の修繕料 31 万 8,000 円を増額致しまして、12 通信機器整備事業で共同指令システム整備事業の額の確定に伴いまして、福岡市の負担金を 1,206 万円減額しております。

それから、6 款 予備費 1 項 1 目 予備費でございますが、補正前度額が 2,505 万 1,000 円に対しまして、2,166 万 4,000 円を増額致しまして、4,671 万 5,000 円とするものでございます。以上で第 7 号議案平成 28 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひします。

○樋村議長

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終結致します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これより討論を終結致します。

これより第 7 号議案について採決を行います。

法案は原案の通り決することに賛成のみなさんの起立を求めます。

（全員起立）

全員賛成であります。

よって第 7 号議案は、原案の通り可決されました。

日程第 11 第 8 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道事業 特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

安部事務局長。

○安部事務局長

はい、第 8 号議案について説明を致します。

第 8 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道事業 特別会計補正予算（第 2 号）について」

平成 28 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道事業 特別会計補正予算（第 2 号）を別紙の通り提出する。

平成 29 年 2 月 23 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

第1条でございます。歳入歳出予算補正の総額から歳入歳出それぞれ2,798万6,000円を減額致しまして、1億2,773万4,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費、第3条は債務負担行為についての補正を行うものでございます。それでは補正予算書の内容につきまして説明いたします。

3ページをお願い致します。

第2表繰越明許費補正でございます。

2款1項 簡易水道事業費、大島浄水場凝集沈殿設備整備事業におきまして、入札で落札者がなかったため再度入札を実施することとなり年度内での工費の確保が困難となりましたので繰越を行うものでございます。

第3表北九州市への平成28年度の水道事業包括業務委託費について、債務負担行為の補正を行うものでございます。限度額は2,126万5,000円。期間は平成28年度から29年度までとしております。平成29年4月1日からの業務委託のために本年度に契約を行うものでございます。

歳入歳出の内容につきまして事項別明細書により説明を致します。

歳入からでございます。7ページ8ページをお願い致します。

3款1項1目 簡易水道事業補助金について国庫補助事業の確定によりまして1,658万5,000円を減額致しまして3,000万円としております。

4款1項1目 宗像市繰入金につきましては事業費の減額に伴い収支額、調整等によりまして310万1,000円を減額致しまして6,717万2,000円としております。

7款1項1目 水道事業債につきましては、国庫補助事業の確定によりまして830万円減額し1,500万円としております。

次に歳出の説明にはいらせさせていただきます。9ページ10ページをお願い致します。

2款1項1目 簡易水道事業費につきましての13節 委託料を310万円。15節の工事請負費を2,488万6,000円それぞれ減額いたしまして9,430万円としております。

これも歳入の減額と同様に国庫補助事業が確定いたしまして、補助金が減額して交付されることとなりましたので合わせて事業費を減額するものでございます。

以上説明を終わらせていただきます。ご審議の程お願い致します。

○樋村議長

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番、永島議員。

○永島議員

繰越明許費の中で落札者がなかったということですが、理由が何かあるのでしょうか、

予算が足りなかつたとかそういうことでしょうか。

○**桝村議長**

安部事務局長。

○**安部事務局長**

実際の経緯でございますが、3回ほど入札を行いました。12月13日、12月26日、1月19日ということで、それぞれ指名を行いまして入札を執行したわけでございますが、それぞれ辞退をされるということで、技術者の確保が難しいという主な理由によりまして辞退をされております。

この状況につきまして、1つは大島の島の工事であるということの特異性が一つあろうかと思いますし、時期的に丁度時化の多い時期であったこともこういった事態の結果につながったのではないかというふうには推測しております。以上でございます。

○**桝村議長**

永島議員。

○**永島議員**

ということは時期的に悪かったということですので、29年度は4月以降天気のいい日にされるということですかね。金額的にも同じ金額で同じ業者を選べるということですかね。

○**桝村議長**

安部事務局長。

○**安部事務局長**

工期をもう少し伸ばして、気候の不安定ではない時期を含めまして工期も延ばしたいというふうに考えております。指名業者につきましては辞退された業者を外しまして、また登録がございますのでその中で指名になろうかというふうに考えております。

○**桝村議長**

他にございますか。

(なしの声)

ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声)

ないようですので討論を終結します。

これより第8号議案について採決を行います。

本案は原案の通り決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第8号議案は原案の通り可決されました。

日程第12第9号議案「平成28年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算第2号について」を議題といたします。

提案理由の説明を求める。安部事務局長。

○安部事務局長

第9号議案について説明を致します。

「平成28年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算第2号について」

平成28年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算第2号を別紙のとおり提出する。

平成29年2月23日。

宗像地区事務組合組合長 谷井博美。

第1条は債務負担行為への説明になります。1ページをお願いいたします。

北九州市への平成29年度の水道事業包括業務委託費につきまして債務負担行為の補正を行うものでございます。限度額は437万2,000円、期間は平成28年度から平成29年度までとしております。平成29年4月1日からの業務委託を行うため、今年度に契約を行うものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○樋村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これを持ちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声)

ないようですので討論を終結いたします。

これより第 9 号議案について採決を行います。

本案は原案の通り決することに賛成の皆さんとの起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 9 号議案は原案の通り可決されました。

日程第 13 第 10 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 水道事業会計 補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

提案理由の説明を求める。安部事務局長。

○安部事務局長

第 10 号議案について、説明いたします。

第 10 号議案「平成 28 年度 宗像地区事務組合 水道事業会計 補正予算（第 2 号）について」

平成 28 年度 宗像地区事務組合 水道事業会計 補正予算（第 2 号）を 別紙のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 23 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

まず、1 ページの第 2 条につきまして、予算第 3 条に定めました収益的収入の第 1 款 水道事業収益を、7,711 万 5,000 円増額補正いたしまして、33 億 7,641 万 8,000 円としております。また、収益的支出の第 1 款 水道事業費用を、959 万 7,000 円減額補正といたしまして、28 億 6,000 万 5,000 円としております。

第 3 条でございます。同じく予算第 4 条に定めた資本的収入の第 1 款 資本的収入を、2 億 5,150 万円減額補正いたしまして、4 億 9,514 万 7,000 円としております。

資本的支出の第 1 款 資本的支出を 4 億 5,098 万円減額いたしまして、15 億 7,533 万 7,000 円としております。

第 4 条でございますが、債務負担行為でございます。これも北九州市への平成 29 年度の水道事業包括業務委託費で限度額 9 億 5,498 万 4,000 円。期間は平成 28 年度から 29 年度までの債務負担行為を挙げさせていただいております。これは平成 29 年 4 月 1 日からの業務委託を行うということで、今年度に契約を行うものでございます。

補正の内容につきましては、8 ページからの事項別明細書により説明をさせていただきます。まず、収益的収入及び支出でございます。

収入の部 1 款 1 項 営業収益 1 目 給水収益は水道使用料が見込みよりも 6,000 万円ほど多く見込めるため、増額補正し、26 億 4,033 万 8,000 円としております。これは、大口利用者の給水開始、福津市の水道利用者の増加などが主な原因と思われます。

2 目 受託工事収益を 600 万円減額致しまして、3,400 万円とするものでございます。構成市からの受託費用の減額によるものでございます。

2 項 営業外収益、3 目 加入金は、集合住宅の建築戸数が多く水道利用加入件数が見込よりも増えたために 2,356 万 5,000 円を増額補正いたしまして、1 億 7,392 万 3,000 円としております。

支出の部でございますが、1 款 1 項 営業費用、1 目 原水及び浄水費 16 節 委託料でございます。6,109 万円を減額いたしまして 2 億 8,763 万 4,000 円とするものでございます。このうち包括業務委託料は執行残等により 5,000 万円減額し 2 億 6,786 万 2,000 円とするものでございます。

また東部浄水場に関します経費が減りましたために 17 節 手数料を 164 万 9,000 円、20 節の修繕費を 347 万 8,000 円、24 節の動力費を 360 万円、25 節の薬品費 147 万円それぞれ減額をしております。

2 目 配水及び給水費 16 節委託料でございますが、3,700 万円を増額いたしまして 2 億 8,228 万 1,000 円としております。これは包括業務委託料の修繕費を増額するものでございます。配水管の漏水修理が増えたということでございます。

3 目 受託工事費の 23 節工事請負費を 600 万円減額いたしまして、構成市からの受託工事費を収入同様に減額するものでございます。2 項の営業外費用 3 目 消費税は、収入支出構成の変動に伴いまして、3,069 万円増額いたしまして 3,645 万円としております。

次に 10 ページ 11 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、収入の部 まず収入の部の 1 款 1 項企業債 1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債は国庫補助事業が縮小となり借入額が確定したために 320 万円減額をいたしまして 580 万円としております。

3 項の補助金、1 目国庫補助金は広域化促進事業等補助事業の交付金が確定したために 1 億 2,570 万円減額し、2 億 2,730 万円としております。

2 目の他会計補助金でございますが、国庫補助事業確定によりまして構成市からの繰入金を 320 万円減額するものでございます。

4 項 出資金 1 目出資金は、国庫補助事業費の確定によりまして 1 億 1,940 万円減額いたしまして 2 億 2,563 万 2,000 円としております。

次に支出の部の 1 款 1 項 一般改良費にきまして、4 目の浄水施設費でございますが、入札執行残によりまして 23 節 工事請負費を 343 万円減額しております。

また 6 目の配水施設費は国庫補助事業が確定したことによりまして 23 節の工事請負費を 3 億 6,702 万円減額しております。

8 目の事務費でございますが、国庫補助事業縮小による設計委託費の減少等により 16 節の委託料を 1,916 万円減額しております。

30 節 負担金は下水道工事に伴います配水管移設工事負担金がありますが、この工事進捗状況により 642 万円減額しております。

次に 2 項の拡張事業費につきまして、1 目 施設整備費は国庫補助事業費の確定及び入札執行残によりまして 16 項 委託料を 1,020 万円減額 23 節 工事請負費を 2,776 万円減額いたしております。3 目の事務費は国庫補助事業費の確定によりまして 16 節の委託料を 1,699 万円減額しております。

以上で平成 28 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算第 2 号の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○**桙村議長**

これより質疑に参ります。

質疑はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声)

ないようですので討論を終結いたします。

これより第 10 号議案についての採決を行います。

本案は原案の通り決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(多数起立)

賛成多数であります。

よって、第 10 号議案は原案の通り可決されました。

ここで休憩とします。

再開は午後 3 時 15 分からとします。

<休憩>

○**桙村議長**

議会を再開し休憩前に引き続き、会議を行います。

日程第 14 第 11 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安部事務局長。

○**安部事務局長**

それでは、第 11 号議案を説明いたします。議案の 10 ページをお願いいたします。

第 11 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」

平成 29 年度宗像地区事務組合一般会計予算を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 23 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

別冊の予算書をお願いいたします。まず、1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。第 1 条 歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 20 億 6,147 万 8,000 円と定めるもので、前年度当初予算に比べまして、2 億 3,270 万円の増額としております。

それでは、歳入から説明いたします。10 ページ・11 ページをお願いいたします。

1 款 分担金及び負担金 1 項 負担金は、対前年度比 2,765 万円を増額いたしまして、15 億 8,102 万 2,000 円を計上しております。

このうち、4 目の「消防費負担金」は、13 億 9,039 万 4,000 円で、対前年度比 2,858 万 9,000 円を増額しております。

2 款から 4 款までは省略させていただきまして、5 款 繰越金は、前年度と同額の 2,420 万円を計上しております。

次に 12 ページ及び 13 ページをお願いいたします。

6 款 諸収入 2 項 1 目 雜入でございます。、対前年度比 1,592 万 1,000 円を増額いたしまして、1,907 万 9,000 円を計上しております。主なものは、福岡都市圏消防通信指令業務の共同運用に係る職員派遣の負担金でございます。

7 款 組合債は、対前年度比 1 億 9,030 万円を増額いたしまして、4 億 3,480 万円を計上しております。これは全額、消防債でございまして、消防ポンプ自動車 2 台、指揮車 1 台の更新のほか、通信指令業務共同運用システム整備及び防災無線再整備に係る財源といたします。

次に歳出の説明をいたします。14 ページ・15 ページをお願いします。

1 款 議会費は、2 年に 1 回の県外視察研修を予定しております。対前年度比 116 万 2,000 円を増額し、361 万円を計上しております。

2 款の総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費は、対前年度比 635 万 4,000 円を増額いたしまして、3,620 万 9,000 円を計上しております。

増額の主な理由は、職員の出退勤システムの導入費用としまして、17 ページ説明欄の中段にございます 13 節委託料のうち、システム保守委託料（583 万円）が対前年度比 384 万 6,000 円増となります。

それから 14 節の使用料及び賃借料の事務機器リース料が対前年度比 187 万 5,000 円の増額ということになったことが主な理由でございます。

20 ページ・21 ページをお願いいたします。

3 款 衛生費 1 項 保健衛生費 1 目 保健衛生総務費は、対前年度比 51 万 6,000 円を増額いたしまして、2,326 万 1,000 円としております。

これは、21 ページ説明欄の、19 負担金、補助及び交付金に、専用水道、簡易専用水道事業関係職員、両市からの派遣職員 2 名でございますが、この負担金の 1,950 万 5,000 円が主なものでございます。

22 ページ・23 ページをお願いいたします。

3 款 衛生費 2 項 清掃費 1 目 し尿処理場費は、対前年度比 905 万 3,000 円を減額いたしまして、1 億 3,556 万円を計上しております。

減額の主な理由でございます。

し尿処理場の維持管理にかかる経費のうち、13 節の委託料が、電気・薬品の使用量減によりまして対前年度比で 559 万 4,000 円減額としまして 1 億 772 万 7,000 円になります。

それから 15 節の工事請負費が、対前年度比 453 万 6,000 円を減額いたしまして 972 万円となったことによるものでございます。

4 款の消防費 1 項 1 目 常備消防費は、対前年度比 2 億 1,896 万 9,000 円の増額をいたしまして 17 億 4,664 万 2,000 円を計上しております。

経費の主な内容でございます。

まず、23 ページの説明欄下段の職員人件費につきまして、これが対前年度比 1,143 万 8,000 円減の 11 億 3,823 万 1,000 円を計上しております。

ページを飛んでいただきまして、27 ページをお願いいたします。

「5 庁舎施設維持管理費」のうち、説明欄の下段、15 節の工事請負費に、消防本部及び福間分署の防水工事などに係る経費、736 万 4,000 円を計上しております。

それから 29 ページをお願いします。

「9 予防一般活動費」のうち、説明欄の下段、18 節の備品購入費に、査察車の更新費用とて、150 万円を計上しております。

次に 31 ページをお願いします。

これも説明欄の中段、18 節備品購入費に、消防ポンプ自動車 2 台、指揮車 1 台、調査車 1 台の更新費用などといたしまして、9,295 万 1,000 円を計上しております。

なお、本日の配付させていただきました資料に、平成 29 年度の消防車両購入予定関係の資料を配付させていただいておりますので、ご参照ください。

説明に戻りまして、「12 の通信機器整備事業費」でございます。

説明欄の下段、13 節 委託料に、福岡都市圏共同運用委託料としまして、2,678 万 1,000 円を計上しております。

事業内容につきましては、「第 2 号議案 福岡市と宗像地区事務組合との消防通信指令事務の委託に関する協議について」でご説明申し上げましたとおりでございます。

33 ページをお願いいたします。

説明欄上段、19 節の負担金、補助及び交付金の通信関係負担金 3 億 5,467 万 1,000 円で

ございますが、これは、平成 29 年度から開始となります福岡都市圏消防通信指令業務共同運用システム構築に係ります工事負担金が主なものでございます。

それから、説明欄中段の「14 緊急消防援助隊運用事業費」でございます。昨年発生しました熊本地震の際に、宗像地区消防本部から援助隊を派遣いたしましたが、今後の災害発生時に、より一層、迅速な被災地支援を可能とするため、新たに事業費を創設いたしまして、旅費・燃料費 40 万 2,000 円を計上さして頂いております。

34 ページ・35 ページをお願いします。

説明欄の上段、18 節 備品購入費に、救急隊用 AED の更新費用など、191 万 7,000 円を計上しております。

5 款 公債費でございますが、消防部門における施設整備や消防車両等の購入のために借り入れた組合債の償還元金と利子でございます。これは対前年度比 1,556 万 2,000 円の増額で、1 億 263 万 8,000 円を計上しております。

歳入及び歳出予算に関する説明は以上でございます。

なお 36 ページから 47 ページまでは給与費明細書を、次の 48 ページ・49 ページには、地方債の現在高調書を掲載しておりますので、ご参照頂きたいと思います。

以上で、第 11 号議案平成 29 年度宗像地区事務組合一般会計予算の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○桝村議長

これより質疑に入ります。質疑の方法は、歳入、歳出に分けて、質疑を受けたいと思います。歳入 1 頁から 13 頁まで、質疑を受けます。質疑ございませんか。

○末吉議員

はい。

○桝村議長

11 番、末吉議員。

○末吉議員

休憩時間に、そこの浄水場の駐車場に前のはしご車が今置いてありますよね。あれはお聞きしたところ、オークションにかかって今月いっぱい応札があるというようにお聞きしていますけど、オークションにかかれば当然売却費がどこかで歳入に入るのかなというよう位思うのですが、そこは今回の当初予算の中には品目として挙げられていないのでしょうか。

○桝村議長

中山企画財政係長。

○中山企画財政係長

企画財政係長中山でございます。今年度、はしご車を初めての試みで、試行的に売却を行っておりまして、明日の午後結果がでる予定となっております。

29年度予算の計上も考えたのですが、次年度の具体的な売却がまだ予定が立っておりませんでしたので、29年度予算には計上しておりませんでした。

今後また売却等手続等を検証しまして、スムーズに売却が整うような見込みが経ちました時点で、補正予算なり新年度予算への計上をしていきたいと思っております。

以上です。

○桝村議長

はい、14番永島議員。

○永島議員

出がどこかわからないのですが。13ページ、消防車のところに消防自動車ポンプ4、それからポンプ6、ポンプ4とあります单価的にどう違うのか。4と6で、その車の大きさが同じなのでしょうか。4と6で何が違うのか。自動車の単価はどう違うのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○桝村議長

門脇消防長。

○門脇消防長

お答えさせて頂きます。ポンプ4とポンプ6につきましては、単価的には同じものでございます。4と6の仕分けにつきましては、個別を特定するためにポンプ4号車、ポンプ6号車という呼び方をしておりますので、どこのポンプをとるかということで明確に細かく表記させて頂いたものでございます。単価は一緒でございます。

以上でございます。

○桝村議長

他にございますか。

9番福田議員。

○福田議員

はい。22ページ23ページのところでし尿処理場で。

○桝村議長

すいません、まだ歳入 1 ページから 13 ページの質疑を受けております。

歳入 1 ページから 13 ページでございます。

他にございますか。

(なしの声)

はい、無いようでございます。

次に歳出 14 ページから 49 ページまでの質疑を受けます。

9 番、福田議員。

○福田議員

はい、失礼しました。22 ページ 23 ページのし尿処理場費のところで、全般的な質問をさせて頂きたいと思います。

宗像市は下水道ほぼ完備できております。福津市さんがですね、ずっと下水道を工事進められて、だいぶ下水道の復旧率も上がってこられていると思います。その結果、今年度の予算が前年度よりも少なくなってきたことだらうと思いますし、そのことは非常に良いことだと思います。

ただし曲の尿処理場の今後の使用期限も含めて、またし尿処理の量が今後どうなっていくのか、そしてし尿処理場そのものがいつの時点で、きちんと整備ができるのか、そういったところのし尿処理の展開について全般的に教えて頂きたいと思います。

○桝村議長

矢野経営施設係長。

○矢野経営施設係長

矢野でございます。浄化センターがこれからどうなっていくかということですけども、今搬入量は、福津市の方の下水道が進みつつありますので、浄化センターのし尿搬入量は確実に減ってきておりまして、そのところでですね、それに使用します薬品とか電気代とか、そういうのが確実に減ってきておりますけども、これも、いずれ頭打ちといいますか、それ以上下がらないということは来ると思いますけど、今のところはまだ少しづつ下がっていっているというところでございます。

それで浄化センターは、35 年末までが運転期間の後曲との交渉で使用期間が延長になりましたけど、そこまでは確実に浄化センターを運転していきますけども、その後につきましては、また両市の方でどういうふうにされるかというのは検討されると思いますので、今私が知っているところではそういうことでございます。

○**桝村議長**

福田議員。

○**福田議員**

35年まではこのまま操業を続けていくということなのですけど、し尿処理はどうしても100%ゼロなんておかしな表現ですけど、完全に市の処理がゼロにはこれどうしてもならないですね。下水の普及率が100%になるというのはまず無いでしょうから、そうするとなんらかのし尿の処理っていうのは最終的に残ってしまうのだろうという風に思うのですね。そうした時に35年の使用期限が切れた後ですが、少しなのだけれども、やはりし尿の処理をしなければならないってなった時に、それを今後どう処理していくのかというところをちょっと危惧しているのですけど。そこを教えて頂きたいと思います。

○**桝村議長**

安部事務局長

○**安部事務局長**

曲の浄化センターでございます。期限については、地元の方とはご理解ご協力を頂きながら、施設の使用を行っているところでございます。その地元との協定が先程申し上げました通り、平成35年度末、平成36年3月末を持って使用は停止するということで、今現在の協定となっております。

基本的な話でございますが、それ以降は両市がそれぞれの下水以外の処理については、方策を考えながらそれまでに対応できるような形をとっていくということになると思います。私どもとしましても、35年度末で、はい終わりますということでは事務組合の役割としてはそうではございますが、これは早い段階からやっぱり協議を考えていく必要があるということで、両市の関係部署とはそういう意味での協議、会議を開きながら、引き渡しといいますか、そういう手続きをずっと進めていくいくということで実際の協議も行つております。以上です。

○**桝村議長**

よろしいですか。他にございますか。

14番、永島議員。

○**永島議員**

2年に1回の先進視察、今年は29年度だと思うのですけど、もしいつ頃いかれるの分か

ったら教えて頂きたいですが。29年度だと思いますけども。

○**桝村議長**

永尾参事。

○**永尾参事**

永尾です。7月の初旬に予定をしております。あとは相手方の日程調整をする予定で、今現在議会の空き状況をお聞きいたしまして、7月の初旬に予定しております。

○**桝村議長**

6番、井上議員。

○**井上議員**

31ページの委託料で、はしご車の保守点検でございます。新しいはしご車にこの間乗させて頂きましたが、非常に素晴らしいものでございまして、随分機能が追加になったのじゃないかなって思います。ちょっとすみません、前回のはしご車の点検で私覚えていないのですけども、42万2,000円は高くなつたのでしょうか、その辺についてお伺いします。

○**桝村議長**

釜瀬警防課長。

○**釜瀬警防課長**

はい、警防課長の釜瀬でございます。

はしご車 28 年度に更新いたしまして、安全基準に基づきまして、毎年度保守点検が必要になってきます。それで作動オイルの交換とか、そういうので技術者の保守点検が必要になってきます。それでこの金額 42 万円という金額を計上させて頂いております。それで毎年点検が必要になってきます。よろしいでしょうか。前回ですか。前回はワイヤー交換とかもありまして、ちょっと待ってください。

○**桝村議長**

まず、毎年やっているのかということをお願いします。

○**釜瀬警防課長**

実際には毎年やっております。

○**桝村議長**

金額は言えますか。

○釜瀬警防課長

前回はワイヤー交換がございましたので 72 万程計上しておりました。今回はワイヤー交換ございませんので、42 万円というのを計上しております。よろしいでしょうか。

○桝村議長

13 番、北崎議員。

○北崎議員

すみません、31 ページの、消防費のところの 15、工事請負費の中の高機能消防指令システム撤去等っていうところで、多分何かをのけるので、761 万 5,000 円。これは何の費用ですか。

○桝村議長

永島消防総務課長。

○永島消防総務課長

消防総務課長の永島でございます。

こちらの撤去費用につきましては、今使っております施設、システムの撤去工事になります。先程、一般質問の時北崎議員さんの時に説明致しました通り、共同運用が全て終わりますと、現在のシステムの撤去工事が必要になるという撤去の費用でございます。

以上です。

○桝村議長

北崎議員。

○北崎議員

先程、説明を受けたときに、もともと通信の方に残っておられるのが 8 名で、今度は 6 名が一応向うに 3 年間ぐらい行かれると。2 名は残るとなった時に高機能じゃなくても、通信システムというのが僕は残るのかなっていう風に受け取っていたのです。向うから福岡の方に 119 番いってその後こちらの方に、再度という。そういうような流れではなくても直接指令があるっていう、そのためにもここが不要な施設になるって受け取ってよろしいのでしょうか。

○桝村議長

門脇消防長。

○門脇消防長

はい、お答えさせて頂きます。

まず、今回の撤去費用については、今ある宗像消防の指令センターの主な物は撤去します。その中でも移設をして、使い続けるものは、少しございます。それは遠隔制御装置、あとは監視カメラ。それから、その状態の中で残すものがございます。

あと福岡に共同支援センターを運用し始めた場合は、福岡市の全体の工事システムの中で各本部における端末機器として、まず消防指令がどのようになされたかというと、モニター化されてそのデータが届くものが、大まかにいえばそういうものがございます。それで、各消防車にも指令が出るのですけども、あるいは、消防庁舎にも出るのですけども、残る指令担当部署にはそのようなものが監視モニターできる、そういう形で残りますので、その辺は本体の福岡市の方にありますが、今回の移設、撤去工事におきましては、今あるものを撤去し、一部使えるものは移設する、その工事を含めて 761 万 4,000 円ということですで計上させて頂いております。

以上でございます。

○桝村議長

8 番、永山議員。

○永山議員

はい、33 ページの緊急消防援助隊運用事業費があげられております、援助隊を派遣した、または派遣することだと思いますが、この援助隊を人選する場合の方法とか、何日くらいを予定しているのかとか、向うに行って何をするのか、また帰って来たことによって、その隊員の行動とかとそういうことで士気が上がるようなことがあるのか、そういうことに関連してよろしくお願いします。

○桝村議長

門脇消防長。

○門脇消防長

はい、お答えさせて頂きます。まず、想定は前回の熊本を想定しております。まず、私どもの緊急消防援助隊の派遣は登録制になっておりますので、救急車 1 台、消防車 2 台、それから後方支援部隊 1 隊ということで、それに応じた隊員を派遣するような形になっております。

28 年度、今年度につきましては、その予算は全く当初予定しておりませんでしたので、

広域防災体制の評価ということで國の方の資料の中にもちゃんと整備しておくようにと、指導もございましたので、監査の指摘も受けながら 29 年度から、このような事業費として挙げさせて頂いているものでございます。

士気につきましては、やはり向うに不眠不休の活動時間もございますので、やはりいつたん隊員については相当の実際の災害を見ておりますので、この宗像にあってはならないと、そのような士気は当然あがって通常事業にも反映できていると思っております。

以上でございます。

○梶村議長

永山議員。

○永山議員

人選っていうか行く人は自分からの希望ですか、それとも隊というかあなたここだから行きなさいという形になるのですか。

○梶村議長

門脇消防長。

○門脇消防長

人選につきましては、まず、いつ発災したのかっていうことで応援が県の方からきます。例えば今回みたいに、夜中の、22 時半ごろ来ましたので、その後 12 時半には出ましたが、基本的には、救急隊、消防隊その編成をできる、実際している隊をそのまま送ります。その後送った後の宗像の防災のための人員は非常呼び出しで待機状態をスタンバイ状態で確保するようにしております。従って車ごと隊員をそのまま送り込むという形にしております。

以上でございます。

○梶村議長

他にございますか。

11 番、末吉議員。

○末吉議員

35 ページの、応急手当になるのか救急一般活動費になるのかちょっとわかりませんけど、かつて、消防署の指導で福津市の町内会に救急車で搬送される際に、かかりつけ医、それから既往症、それから服用している薬等、それから連絡先。あれを冷蔵庫に入れとくと、

マグネットで貼つておくと、そういう活動を指導されて宗像市でもいくつかのコミュニティや町内会を中心に広がったのです。せっかく事務組合で消防が中心にいるのに、宗像と福津が、バラバラでそれをやられているのではと思うのです。

せっかく、やっぱり救急隊員の方が搬送すべき人の既往症が何でどういう薬を飲んでいるのかっていうのは初期の手当、治療に対して非常にドクターは有効っていうのですかね、誤りが少ない、そういう意味でなんていうのですか、単費でするのではなくて、今国もさかんに医療費をどう下げようかっていう風に熱心ですから、何等かの有利な補助金、補助事業があるはずなのですよ。

それで、組合長と消防署がもう少し連携して、僕はぜひ統一したもの、しかもマグネットやシール等でぜひキャンペーンなど徹底してほしいと思うのですよ。コミュニティあるいは町内会の役員さんで意識的意識がある人はするんですけど、継続しないのですよ。

ぜひ、正副組合長にもお願いしたいのですけど、消防署と連携して、ぜひ有利な補助事業を取ってきて、それをぜひやってほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○梶村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

中々いい提案だと思います。現実にこれは救急の場合、救急病院で検査から全部やり直すということについては時間がかかる、それから経費がかかる、医療費、そういう意味ではかかりつけ医の、患者、そういう人達の事業を進めておりますので、かかりつけ医に、できるだけ指導しておりますので、一体的な形がどういうふうになるのかというのがありますが、これはまた消防本部と合わせてやっていきたいと思います。

○梶村議長

他にございますか。

よろしいですか。

(なしの声)

無いようですので、これを持ちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより第 11 号議案について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 11 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 第 12 号議案「平成 29 年度 宗像地区事務組合 急患センター事業 特別会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安部事務局長。

○安部事務局長

では第 12 号議案を説明いたします。議案の 11 ページをお開きください。

第 12 号議案「平成 29 年度 宗像地区事務組合 急患センター事業 特別会計予算について」

平成 29 年度 宗像地区事務組合 急患センター事業 特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 23 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

別冊の予算書で説明させていただきます。急患センター事業特別会計予算の 1 ページをお願いします。歳入歳出予算でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 5,250 万 7,000 円と定めるもので、前年度当初予算に比べ、374 万 7,000 円の増額としております。

それでは、歳入から説明申し上げます。8 ページ・9 ページをお願いします。

1 款 診療収入は、対前年度比 460 万 6,000 円減の 1 億 9,292 万 5,000 円を計上しております。

2 款 分担金及び負担金は、対前年度比 835 万 4,000 円を増額し、3,658 万円を計上しています。診療報酬の減額及び急患センター管理委託料の増額に伴い、経常費負担金が増額となっております。

4 款 繰越金は、前年度と同額の 2,300 万円を見込んでいます。

次に歳出をご説明申し上げます。10 ページ・11 ページをお願いします。

1 款 急患センター運営費は、対前年度比 374 万 7,000 円を増額し、2 億 3,610 万 5,000 円を計上しております。

主な支出内容は、13 節 委託料ですが、対前年度比 356 万 6,000 円を増額し、2 億 3,368 万 9,000 円を計上しております。

急患センターの管理運営につきましては、宗像医師会へ委託しております。増額の主な理由でございますが、インフルエンザ検査の件数増加に伴います医薬材料費の増加などが

挙げられます。

2款 公債費は、急患センターの移転事業に伴う平成9年度及び10年度の起債に対する償還元金と利子でございます。前年度と同額の1,440万2,000円を計上しております。

なお、12ページ・13ページは、給与費明細書を、14ページ・15ページは、地方債の現在高調書を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、第12号議案 平成29年度 宗像地区事務組合 急患センター事業 特別会計予算の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○梶村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番福田議員。

○福田議員

お聞きしていることなのですが、急患センターの分担金です。分担金で、これは福津市、宗像市両市で分担しているわけですが、その他急患センターを利用されている他の市町村の方、例えば近くの古賀市、新宮町から来られている方に対して、これは去年もお聞きした時に相手さんには分担金の負担をお願いはしているというご回答でございました。

その後どうなったのでしょうか。昨年の回答では急患センターの患者さんが増えれば、儲かるからいいじゃないかというご回答でございましたが、赤字の中でやっている中ででして、必ずしも、患者さんが来られたから急患センターが儲かるという構図にはなっていないわけですよね。そのところが今年はどうなったのか教えて頂きたいと思います。

○梶村議長

安部事務局長。

○安部事務局長

はい。このご質問頂きました課題といいますか、長年のものでございます。昨年も色々と取り組み状況をご説明いたしました。ただ、古賀市の対応と致しましては、構成団体ではないというそもそもその理由がございまして、そういったあくまでも私ども、協力をお願いするという立場でこれまでお願いして参りましたけど、中々そこはご理解いただくのが難しい状況にございます。状況は昨年申し上げました状況と変わっておりません。

以上でございます。

○梶村議長

福田議員。

○福田議員

毎年、そういう回答をお聞きするのですが、どこまでこの組合が、真剣に他市にお願いしているかということだと思います。というのはやはり赤字になっているわけですから、持ち出しがあるわけです。補填のための。そういったところは、他市町村にもご理解いただくポイントじゃないかなと思いますので、しっかりと真剣にもっと強くお願いを今後とも続けて頂きたいというふうに思うのですけど、いかがでしょうか。

○桝村議長

安部事務局長。

○安部事務局長

はい。内容としましては、今までずっと申し上げましたし、直接出向きて協力要請の文書も作らして頂きまして、それを持ちながら説明をさせて頂こうということで伺ったこともありますし、できるだけの努力は今までしてきましたけども、今後ともそういうのを続けながらということでございます。それは出来る範囲で、出来る色んなことがありましたらまた新たに加えながら、お願いをずっと続けていくことになるかと思います。

○桝村議長

8番、永山議員。

○永山議員

すみません、ちょっとお尋ねいたします。病院事業の中に、移転新築事業債の中に入っていますが、この急患センターは新築移転する構想というか、いつぐらいというのでありますか。

○桝村議長

安部事務局長。

○安部事務局長

はい。これは今から新築移転ということではございませんで、現在の場所に急患センターが、その前に旧急患センターというのがございますけど、そちらから新しく急患センターを作ったときの過去のものでございます。そのときに、起債、いわゆる借り入れをした

部分の償還にあたるものでございます。

○梶村議長

永山議員。

○永山議員

それでは新たにまたどこかに作るわけではないというのは確認しましたが、急患センターの病院の上にある、医療っていうか薬をもらうときに、坂をあがっての右側の方に取りに行くのですね。

夜急患センターに行く時に、以前、本当に高齢者の方からお伺いしたのは、病気でふうふう言いながら熱出しながら、行っているのに、治療が終わった後、上にまず上っていかないといけないのです。結構坂があるのです。そして、駐車場の方から階段を上ってもいけるのですが、その階段もすごく急なのです。ですから、病人を診るのだったら、病人を苦しめるようなことは、苦しめるっていうか、どこかにもっと置けないのかなっていうのは、色々お声を伺うのですが、そのようなことに関しては何も手立ては出来ないのでしょうか。

○梶村議長

安部事務局長。

○安部事務局長

今、お話をありました。いわゆる院外薬局という形を今とっています。これ、以前は院内、急患センターの中で投薬、薬を出していたわけでございますけども、当時の状況としましては、きっちりした薬剤師さんの配置が中々人の確保等でできなくて、看護師さんが、ドクター、先生の指示を受けながら薬を出していたという、違法ではございませんが、あまり適切な方法ではなかったという状況がずっと続いておりまして、これはやはりそのまま続けていくわけにはいかないということで、薬剤師会にも相談しまして、色々と年数をかけながら議論を重ねてきました結果が、薬剤師の会の方でも受けて頂くようにご承諾を頂いてああいう形になりました。

当初そういった患者さんの不便というか、サービス低下につながるということは当然考えましたし、受託して頂いています医師会の方ともずっと協議を重ねてきまして、できるだけ患者さんの負担を無くすために、途中にスロープをつけましたり、照明を増やしたりですとか、案内板を増やしたりそういったハード面の整備は出来るだけではありますけども、そういった事情で院外薬局となったという経緯がございますので、それをまたちょっと中に戻すっていうのは非常に難しくございますし、中に薬局を作るというスペー

スが今のところちょっとございませんので、当面このままいくことになろうかと思います。

○樋村議長

他に質疑ございますか。

11番、末吉議員。

○末吉議員

先程、福田議員の方から分担金のことでありましたが、私も過去何度かお聞きしたこともあるので、ふと思ったのですけど、診療費、急患の患者さんから、国の法律に基づく医療費を法外に取ることはできない。ただ、この両市で運営している急患センターについての利用負担料というのですが、施設負担料というのを仮に想定すると、両市以外の住民が使う場合、利用料を条例によって定めるという形であれば徴収できるのでしょうか。

○樋村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

理屈そうなります。ただ、古賀にも色々な事情がございます。大体想像がつくと思いませんけど。我々もですね、何年間も文書あるいは医師会から、宗像の医師会の方から粕屋の医師会の方にも話を持って行ったこともあります。今回もそれを協力してやってくださいというのをお願いしています。

医師会の先程出ておりましたかかりつけ医の問題等々ありますので、ですから、これについて粘り強くやっていく。条例作ってまで、それをやっていくっていうことは、患者さんのことを考えて、じゃないと厳しい部分があります。

○樋村議長

よろしいでしょうか。

他に質疑ございますでしょうか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(なしの声)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより第 12 号議案について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 12 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 第 13 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安部事務局長。

○安部事務局長

では、第 13 号議案について、説明いたします。

第 13 号議案「平成 29 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道事業 特別会計予算について」

平成 29 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道事業 特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 23 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,195 万 8,000 円と定めるものです。平成 28 年度当初予算に比べ、4,448 万 6,000 円の減額となっております。それでは、予算書の内容につきまして、事項別明細に沿って説明いたします。

歳入から説明いたします。8 ページ、9 ページをご覧ください。

1 款 事業収入は、前年度より 4 万 8,000 円増額し、1,249 万 6,000 円を計上しております。

2 款 分担金及び負担金は、前年度と同額の 10 万 8,000 円を計上しております。

3 款 国庫支出金ですが、今年度は国庫補助事業の予定はございません。

4 款 繰入金は、事業費の減少により前年度より 2,274 万円減額し、2,887 万 2,000 円を計上しております。

5 款 繰越金は、前年度と同額の 1,000 円を計上しております。

6 款 諸収入は、前年度より 190 万 9,000 円減額し、48 万 1,000 円を計上しております。主なものとしましては、前年度事業に係る消費税還付金 47 万 1,000 円でございます。

7 款 組合債は、前年度より 2,670 万円増額し、簡易水道事業債 5,000 万円を計上しております。

次に歳出の説明をいたします。10 ページ、11 ページをご覧ください。

1 款 総務費は、前年度より 639 万 8,000 円増額し、2,318 万 9,000 円を計上しております。

ます。

主な支出としましては、13 節 委託料で、北九州市への包括委託料 2,126 万 5,000 円を含め 2,310 万 9,000 円を計上しております。包括委託料の内訳としましては、需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料・原材料費・負担金補助及び交付金とでございます。

2 款 事業費は、前年度より 5,282 万 6,000 円減額し、5,110 万円を計上しております。

主な支出としましては、13 節 委託料は、水道管布設替工事の設計業務委託等の 601 万 6,000 円でございます。

15 節 工事請負費につきましては、水源ポンプ室改修工事費等で 4,503 万 4,000 円を計上しております。

3 款 公債費は、償還元金及び利子に係るもので、前年度より 194 万 2,000 円増額し、1,716 万 9,000 円を計上しております。

続きまして 12 ページ、13 ページをご覧ください。

4 款 予備費は前年度と同額の 50 万円を計上しております。

以上で「平成 29 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道事業 特別会計予算について」の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○桙村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9 番、福田議員。

○福田議員

大島だけではなくて、他の会計にも共通していることだろうと思うのですけど、今の 0 金利の時に、今の起債について借り元はどこでどうか。それと金利についてはどのくらいでどうか。それから公債費についての利子が結構大きい気がしますので、今現在、借入先と金利について教えて頂きたいと思います。

○桙村議長

青谷経営施設課主幹。

○青谷経営施設課主幹

経営施設課青谷と申します。よろしくお願い致します。

主な借入先ですけども、水道会計も含めてのお話をさせて頂きます。

財務省と地方公共団体金融機構、市中銀行で福銀と西銀、それから福岡県中央信用組合がございます。

金利につきましては、今手元に資料を持っておりませんので、後ほど説明させていただきます。

○樋村議長

他にございますか。

(なしの声)

ないようありますので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なしの声)

討論が無いようですので、討論を終結いたします。

これより第 13 号議案について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第 13 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 第 14 号議案「平成 29 年度 宗像地区事務組合 本木簡易水道事業 特別会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求める。安部事務局長。

○安部事務局長

はい。第 14 号議案について、説明いたします。

第 14 号議案「平成 29 年度 宗像地区事務組合 本木簡易水道事業 特別会計予算について」

平成 29 年度 宗像地区事務組合本木簡易水道事業 特別会計予算を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 23 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 737 万 3,000 円と定めるものです。平成 28 年度当初予算に比べ、18 万 3,000 円の減額となっております。

それでは、予算書の内容につきまして、事項別明細に沿って説明いたします。

歳入から説明いたします。6 ページ、7 ページをご覧ください

1 款 事業収入は、前年度より 1 万 6,000 円増額し、141 万 7,000 円を計上しております。

2款 分担金及び負担金は1,000円を計上しております。

3款 繰入金は、前年度より19万9,000円減額し、595万3,000円を計上しております。

4款 繰越金、5款 諸収入は、それぞれ1,000円を計上しております。

次に歳出でございます。8ページ、9ページをご覧ください。

1款 総務費は、前年度より18万2,000円減額し、468万7,000円を計上しております。主な支出としましては、13節 委託料で、北九州市への包括委託料437万2,000円を含め467万1,000円を計上しております。

包括委託料の内訳としましては、需用費・役務費・委託料・使用料及び賃借料・負担金補助及び交付金でございます。

3款 公債費は、償還元金及び利子に係るもので、223万6,000円を計上しております。

4款 予備費は前年度と同額の45万円を計上しております。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○樋村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより第14号議案について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

全員賛成であります。

よって、第14号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩を取ります。

再開は午後4時20分とします。

<休憩>

○樋村議長

議会を再開し、休憩前に引き続き会議を行います。

日程第 18 第 15 号議案「平成 29 年度 宗像地区事務組合 水道事業会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安部事務局長。

○安部事務局長

はい。第 15 号議案について説明いたします。

第 15 号議案 「平成 29 年度 宗像地区事務組合 水道事業会計予算について」

平成 29 年度 宗像地区事務組合 水道事業会計 予算を別紙のとおり提出する。

平成 29 年 2 月 23 日。

宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

平成 29 年度予算におきましては、国庫補助事業である水道事業広域化促進事業及び生活基盤近代化事業を活用し、配水管布設替工事などの老朽管更新事業を予定しており、水道水の更なる安定供給に努めることとしております。

それでは、1 ページをお願いいたします。第 2 条で、「業務の予定量」を定めております。年間総給水量は 1,328 万 2,722 m³を予定しており、前年度に対して 4.6% の伸びを見込んでおります。

主な事業としまして、老朽化した水道管の布設替を行う一般改良事業として 13 億 7,264 万 9,000 円、新規の水道管布設等を行う拡張事業費として 3 億 6,095 万 9,000 円を計上しております。

第 3 条及び第 4 条につきましては、後の事項別明細書で説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。

第 5 条では企業債について定めております。限度額は 4 億 8,790 万円としております。

第 6 条 一時借入金の限度額につきましては、起債と同額の 4 億 8,790 万円としております。

次に、3 ページでございます。第 7 条では予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項目について定めております。

第 8 条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費 2,832 万 8,000 円としております。

第 9 条 他会計からの補助金につきましては、それぞれ関係市から水道会計に補助を受ける金額についてあげており、金額は 2,869 万 4,000 円でございます。

第 10 条 たな卸資産購入限度額につきましては、緊急に必要とする水道施設の修理資材や支給材料等についての購入限度額を定める旨の条項で、限度額は、2 億 7,321 万円としております。

第 11 条 重要な資産の処分につきましては、水道事業の用に供しなくなる、通り堂・若木台配水池関連施設を福津市へ譲渡するためのものです。

次に、予算に関する説明書について、5ページをお開きください。

このページから 8 ページまでは平成 29 年度予算の実施計画について起債したものですが、23 ページ以降の、事項別明細書により説明いたしますので、ここでの内容については省略させていただきます。

次に、9 ページの予定キャッシュフロー計算書ですが、貸借対照表や損益計算書と併せて、経営状況を明示したものです。

次に、10 ページ、11 ページをお開きください。

給与費の明細を掲げております。

まず、1、総括ですが、平成 29 年度(本年度)と平成 28 年度(前年度)の職員数と給与費等について比較しております。

次の 12 ページから 15 ページにかけては、給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当の状況を掲載しております。

16・17 ページをご覧ください。

平成 29 年度当初予算ベースにより決算を見込んだ予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債・資本合計それぞれ 382 億 4,551 万 1,184 円を予定しております。

18・19 ページをご覧ください。

平成 28 年度決算見込による平成 28 年度末、予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債・資本合計それぞれ 370 億 6,299 万 5,184 円を予定しております。

20 ページをご覧ください。

平成 28 年度決算見込による予定損益計算書を掲載しております。当年度純利益として 4 億 4,189 万 8,027 円を予定しております。

21・22 ページをご覧ください。

注記を掲載しております。財務諸表を作成するための基準及び手続きを掲載しております。

続きまして、事項別明細書の説明に入らせていただきます。

23 ページをご覧ください。

主なものにつきまして説明いたします。

収益的収支の収入の部ですが、1 款 水道事業収益につきましては、32 億 9,216 万 5,000 円を予定しております。

1 項 営業収益、1 目 給水収益につきましては、26 億 488 万 1,000 円を計上しております。

2 目 受託工事収益は、宗像市が負担する道路舗装工事代金として 3,000 万円を計上しております。

3 目 その他営業収益は、1 億 3,557 万 3,000 円を計上しております。この内、2 節 手数料は、下水道使用料等徴収事務手数料等で、1 億 3,500 万 2,000 円を計上しております。

2 項 営業外収益は、5 億 2,171 万円を計上しております。この内、3 目 加入金は、水道

利用加入金として 1 億 3,845 万 1,000 円を計上しております。

24 ページをご覧ください。

8 目 長期前受金戻入は、3 億 5,442 万 3,000 円を計上しております。これは、予定貸借対照表の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益としたもので

す。

25 ページをご覧ください。

収益的収支の支出の部ですが、1 款 水道事業費用は、28 億 4,731 万 1,000 円を計上し

ております。

1 項 営業費用、1 目 原水及び浄水費は、8 億 5,496 万 7,000 円を計上しております。

この内、16 節 委託料は、北九州市への包括業務委託料 3 億 164 万 7,000 円が主なもの

で、3 億 1,057 万 2,000 円を計上しております。

32 節 受水費は、北九州市及び福岡地区水道企業団からの受水費用で 5 億 4,304 万

2,000 円を計上しております。受水量は、北九州市から一日当たり 1 万 3,000 m³、福岡地

区水道企業団から一日最大 2,400 m³受水する予定です。

26 ページをご覧ください。

2 目 配水及び給水費は、2 億 5,355 万 5,000 円を計上しております。

この内、16 節 委託料は、北九州市への包括業務委託料 2 億 4,737 万 7,000 円が主なも

ので、2 億 4,917 万 7,000 円を計上しております。

3 目 受託工事費は、宗像市が負担する道路舗装工事費として、収入の部の受託工事収益

と同額の 3,000 万円を計上しております。

4 目 総係費は、4 億 2,097 万 1,000 円 を計上しております。

27 ページをご覧ください。

16 節 委託料は、北九州市への包括業務委託料 9,457 万 9,000 円を含みます、1 億

1,579 万 8,000 円を計上しております。

30 節 負担金は、北九州市への包括業務委託料 1 億 8,860 万 6,000 円を含みます、2 億

3,359 万 3,000 円を計上しております。

28 ページをご覧ください。

5 目 簡易水道事業費は、地島簡易水道の経費 1,448 万 1,000 円を計上しております。

16 節 委託料は、北九州市への包括業務委託料 1,443 万 1,000 円を計上しております。

6 目 減価償却費は、10 億 7,448 万 9,000 円を計上しております。

7 目 資産減耗費は、7,057 万 3,000 円を計上しております。

2 項 営業外費用は、6,384 万 4,000 円を計上しております。

このうち 1 目 支払利息で 6,282 万円を計上しております。

3 項 特別損失は、5,943 万 1,000 円を計上しております。

このうち 5 目 その他特別損失で、通り堂・若木台配水池撤去費用のうち消費税相当額

934 万 3,000 円と、除却損 4,758 万 8,000 円を計上しております。

なお、配水池撤去費用の税抜額は、建設改良積立金を 1 億 1,678 万円使用し、残額が 1 億 9,577 万 2,000 円となります。

17、19 ページの平成 29 年度、28 年度の予定貸借対照表 7 剰余金 (2) 利益剰余金への建設改良積立金欄をご覧ください。

29 ページですが、資本的収支の収入の部ですが、1 項、1 目 建設改良費等の財源に充てるための企業債は、水道施設整備に係る財源として 4 億 8,790 万円を計上しております。

2 項 1 目 負担金及び寄附金につきましては、関係市からの消火栓設置費負担金等で 1,844 万円を計上しております。

3 項 補助金は、5 億 3,470 万 1,000 円を計上しております。

1 目 国庫補助金は、広域化促進事業等で 5 億 916 万 6,000 円を計上しております。

2 目 他会計補助金は、簡易水道事業経費（辺地債分）等にかかる宗像市からの補助金 2,553 万 5,000 円を計上しております。

4 項 1 目 出資金は、企業債の元金及び広域化促進事業の建設改良費にかかる関係市からの出資金と福岡地区水道企業団への関係市からの出資金で 4 億 7,479 万 6,000 円を計上しております。

30 ページをご覧ください。

資本的支出では、1 款 1 項 一般改良費で、16 億 4,692 万 6,000 円を計上しております。

主な内訳としましては、6 目 配水施設費として、老朽化した配水管の布設替事業等で 13 億 7,264 万 9,000 円を計上しております。

8 目 事務費として、2 億 6,446 万 3,000 円を計上しております。

16 節 委託料は、配水管布設替測量設計等で 1 億 3,103 万 3,000 円を計上しております。

30 節 負担金は、北九州市への包括業務委託料 1 億 834 万 4,000 円が主なもので、1 億 3,327 万 7,000 円を計上しております。包括業務委託料の内訳としましては、代替執行に伴う負担金でございます。

31 ページをご覧ください。

2 項 拡張事業費は、3 億 9,922 万 5,000 円を計上しております。

1 目 施設整備費 16 節 委託料は、福津市下水道工事に伴う配水管布設工事の委託費で 1 億 3,960 万 3,000 円を計上しております。

23 節 工事請負費は、配水管布設工事等の費用で 2 億 2,135 万 6,000 円を計上しております。

3 目 事務費 16 節 委託料は配水管布設測量設計等で 3,822 万 6,000 円を計上しております。

なお、本日配付しております資料に、平成 29 年度工事予定箇所の一覧表と予定箇所図をお配りしております。ご参照ください。

説明に戻りまして 3 項 1 目 企業債償還金につきましては、2 億 2,713 万 5,000 円を計上

しております。

5 項 1 目 出資金 608 万 6,000 円は、福岡地区水道企業団への出資金のため、関係市から受け入れる額をそのまま計上しております。

6 項 1 目 有価証券取得費は資金運用として有価証券購入費を 1 億円計上しております。

以上で「第 15 号議案 平成 29 年度 宗像地区事務組合 水道事業会計予算について」の説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○桙村議長

青谷経営施設課主幹。

○青谷経営施設課主幹

経営施設課青谷でございます。先程、福田議員さんからご質問がありました、起債の利息の件でございますけれども、昨年度末に借りた起債の利率が 0.1% でございます。

以上でございます。

○桙村議長

それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

11 番、末吉議員。

○末吉議員

水道管を新たに、老朽管の布設替えは計画的に進めていかなくてはいけないのですが、両市とも新たに水道を布設する個数が増えていると。冒頭にもありましたように、昨年よりも 4.6% の給水個数年間の総給水量も伸びるように想定されていますね。

それで、ご確認したいのは、福津市の方で、新たに水道施設を布設する場合に、下水道事業と合わせ施工をすることと、負担金を取らないと条例改正をやっております。それで、先日、宗像市のある人から福津市はそういう形で負担金を科していないのに、今の条例だったら宗像市では負担金 8 割を支払わないといけないのじゃないかとということで、同じ事務組合の中にある水道利用者に、公平ではないということで、何らかの対応を取るべきではないかってことで、改めて指摘された。これについてはやはり、同一の水道事業をやっていく上で両市の市民が公平ではないといけないという立場から、事務組合として、この問題に対するきちっとした対応を、私は取るべきではないかなと。

もちろん、宗像市の場合、水道普及そのものは進んでおりますから、そういう新規の水道布設事業は無いと思うのです。無いけど、新たに水道を布設しようという人に、不公平があつたらいけないという立場でなんらかのご検討が必要なのではないかとをいうことをご質問したいと思います。

○**桝村議長**

花田経営施設課長。

○**花田経営施設課長**

経営施設課の花田でございます。先程の質問でございますけども、現在の運用では、水道単独で延長する場合は、両市共に負担金を頂いております。現在の運用の中では、下水道は入るので水道をという場合、この分について負担金は取っていないという運用方法に変えております。以上でございます。

○**桝村議長**

末吉議員。

○**末吉議員**

建前はそうですね。建前は。現実、福津市さんの方でそういう事例は全くないのでしょうか。業者さんのアンケートの中でも担当によって、その辺がもうかなり違いますよと。という風にも言われているのですけども。そこは原則通りに全部貫いているのでしょうか。そうだとすれば、私はきっと条例通りにするのか、市民の間で不公平感が無いように私はすべきではないかなというふうに思うのですが。

○**桝村議長**

花田経営施設課長。

○**花田経営施設課長**

私共も直接そういった不平の話も聞いておりませんし、運用の中では今言われた通り原則通り運用していると自負しております。

以上でございます。

○**桝村議長**

他にございますか。

9番、福田議員。

○**福田議員**

18ページ、19ページの貸借対照表のところで質問があります。

負債の部ですね、固定負債、これ企業債が約29億円あります。先程質問しました去年の起債については金利が0.1%ということで本当にすばらしい金利です。ところが、過

去に借りたもっと利子の高い企業債については、これは当然早めに返す、繰り上げ返済つていうのが有効だろうと思います。それで資本の部をみると、現在積立金が 14 億円あります。それから利益積立金が 5 億円あると。約 19 億円あると。この内部留保の 19 億円に対して、例えば企業債の 29 億円のうち、本当に高い利子の企業債については、早め早めに繰り上げ償還するのが当然お金の運用としては有利であるわけですけど。

そういう企業債への金利の内訳が今わかりませんので、そういう高い金利についてもあるとしたら、それをこの内部留保のお金 19 億円の繰り上げ返済に回す、そういうことはお考えでしょうか。

○**桝村議長**

青谷経営施設課主幹。

○**青谷経営施設課主幹**

経営施設課青谷でございます。福田議員がおっしゃられたように起債の繰り上げ償還につきましては、5%以上の補償金免除で返せるものは、既に繰り上げ償還、借り換えを行って済んでいる状況でございます。併せて今年の補正予算で、市中銀行で繰り上げ償還が補償金免除ができるものにつきましては、補正予算で挙げさせて頂き、今年度すでに完了している状況でございます。

○**桝村議長**

他にございますか。よろしいでしょうか。

(なしの声)

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なしの声)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより第 15 号議案について、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(多数起立)

賛成多数であります。

よって、第 15 号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題を終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては会議規則第 42 条の規定により議長に委任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決しました。

お諮りします。

本会議に付された事件はすべて終了いたしました。

よって、宗像地区事務組合議会会議規則第 7 条により、会期 2 日間を予定としておりましたが、本日で閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、「平成 29 年第 1 回定例会」を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 16 時 45 分